

部局名：地域連携部

令和3年度当初予算編成に係る
「知事と部局長との協議の場(個別協議)」資料

(1) 特定政策課題枠事業

順番	細事業名	ページ
1	ええとこやんか三重移住促進事業費	1
2	次世代モビリティ等を活用した円滑な移動手段確保事業費	6
3	リニア中央新幹線関係費	9

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 地域連携部 地域支援課

事業概要

細事業名		ええとこやんか三重移住促進事業費					区分	一部新規	
施策		254	移住の促進						
基本事業		25401	きめ細かな移住相談と総合的な情報発信の推進						
根拠 (法令等)									
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		<p>移住を検討している人に対して、三重県の情報を届けるとともに、それぞれの検討ステージに応じワンストップできめ細かな相談を行うこと、特に、移住希望者と地域の人たちが継続的に交流し、関わる仕組みである三重暮らし魅力発信サポーターズスクエアに、ワーケーション等「場所」ととらわれない働き方に関心のある層を取り込むことにより、本県への移住者を増やします。</p>							
事業目標		<p>「ええとこやんか三重 移住相談センター」や移住セミナー等での移住相談件数 1,520件</p>							
前年度からの変更点		<p>これまでの取組に加え、テレワークやワーケーション等「場所」ととらわれない働き方に関心のある企業や勤務者、個人を新たなターゲットとして、本県への移住につなげていく取組を実施します。</p>							
事業の必要性と期待される効果		<p>移住促進の取組を実施してきた結果、県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、平成27年度から令和元年度までの5年間で1,400人を超え、順調に増加していますが、全国の自治体が移住促進の取組を充実させている中で、一人でも多くの移住希望者に本県を選んでもらうためには、引き続き市町等と連携して移住の促進に取り組むとともに、移住希望者のニーズを踏まえた特色ある取組を進める必要があります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響下において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月の内閣府調査では、テレワーク経験者の約4分の1が地方移住への関心が高くなったと回答している。 令和2年7月から10月の住民基本台帳人口移動報告では、東京都は4カ月連続で転出超過となっている。また、各月とも東京都から転出者数の多い順に、神奈川県、埼玉県、千葉県となっており、この3県を合わせた東京都の転出者数に占める割合は、いずれも全体の約6割となっている。 <p>こうした中、国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とする人々の意識・行動の変容を、地方へのひと・しごとの流れにつなげるため、地方創生に資するテレワークを推進することとしています。また、本県においても、新しい働き方・ライフスタイルとしてワーケーションを積極的に推進しています。</p> <p>こうしたことから、テレワークやワーケーション等「場所」ととらわれない働き方に関心のある企業や勤務者、個人を新たなターゲット層として、三重での暮らしを体験しても</p>							

らうことによりアプローチし、関係人口へつなげ、移住希望者の掘り起こしを行います。
さらに、その掘り起こした移住希望者と地域の人たちとの交流をより一層進め、三重への移住者の増加をめざします。

取組詳細

取組概要

「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心にオンライン相談などITツールも積極的に活用し、きめ細かな相談対応を行います。また、三重暮らし魅力発信サポーターズスクエアに、テレワークやワーケーション等「場所」にとらわれない働き方に関心のある層を取り込み、地域の人たちと交流し、関わりを持つ取組を行うとともに、移住者を受け入れる側の体制強化を図るための人材養成を行います。

取組内容等

○ええとこやんか三重移住促進事業費（特定政策課題枠分） 9,539千円（5,058千円）

テレワーク等「場所」にとらわれない働き方に関心のある層を、三重県への移住にすぐに結び付けることは容易ではないため、三重での暮らしを体験してもらい、三重暮らし魅力発信サポーターズスクエアに取り込み、既に移住を考えている人や先輩移住者、地域の人たちと継続的に交流することで、関係人口化し、三重への移住につなげます。

（1）テレワークやワーケーション等「場所」にとらわれない働き方に関心のある層へのアプローチ

【概要】

テレワークやワーケーション等「場所」にとらわれない働き方に関心のある企業やその勤務者、個人に対し、「暮らし体験モニター」やワーケーションマッチングサイトを通じて、三重の暮らしを体験してもらい、暮らし体験した人と接点を持つことにより、移住希望者のコミュニティに取り込みます。また、暮らし体験をSNS等で発信してもらうことにより、「場所」にとらわれない働き方に関心のある層へ、三重でのワーケーションや暮らしをアピールし、さらなる移住希望者の掘り起こしにつなげます。

【対象者】

テレワークやワーケーション等「場所」にとらわれない働き方に関心のある企業やその勤務者、個人

【事業内容】

①暮らし体験モニターの実施

テレワークやワーケーションを行う県内のコワーキングスペースやワーケーションプログラム付き宿泊プランに、農作業の手伝いや地域活動の手伝いなど、地域の人との交流につながる暮らし体験を組み合わせた「暮らし体験モニター」を実施します。モニター参加者は、アンケートの回答とSNSでの発信とともに、移住希望者のコミュニティに参加してもらいます。

②マッチングサイトを通じた暮らし体験

ワーケーションマッチングサイト（令和2年度に雇用経済部が構築）に併設する三重の暮らしのページにおいて、「農山漁村体験（収穫、下草刈り等）」、「地域活動（清掃活動等）参加」などの様々な暮らし体験メニューも掲載し、ワーケーションを実践する人に、三重の暮らしを体験してもらいます。

特定政策課題枠以外で以下の取組を実施します。

○テレワークやワーケーションで三重を訪れ暮らし体験をした人のうち、その体験をSNS等で発信してもらった人を対象に、訪問のリポートにつながる商品（※）を贈ることで、つながりを持ち、それらの人を移住希望者のコミュニティに取り込んでいきます。また、SNS等で発信してもらうことにより、新たなテレワークやワーケーション実践者を三重に呼び込み、三重の暮らし体験へとつなげていきます。

※訪問のリポートにつながる商品とは、三重暮らし応援コンシェルジュや三重スクエアメンバーがつくった商品（柑橘、自家焙煎コーヒー）などで、その商品に込めた思いや、地域への思いなどの情報とともに届けます。

(2) 三重の暮らし体験した人を三重の移住につなげる

【概要】

三重の暮らし体験を通じて移住希望者のコミュニティに取り込んだ人と、三重スクエアメンバーをはじめとした地域の人たちとの交流や関わりを持つ取組を新たに準備します。

また、移住者の受け入れを希望する地域の人たちを対象とした人材養成講座を開催し、受け入れ側の体制強化を図ります。

【事業内容】

①東京スクエア plus と三重スクエアメンバーとの交流事業については、移住希望者の関心度合いに応じた取組を準備。移住に関する不安を軽減し、三重で自分に合った暮らしをみつけてもらい、移住につなげていきます。

I テレワークやワーケーションを実践する新たなターゲット層に対し、再び三重を訪れ、地域の人と交流し、自分にあう地域を見つける取組

- ・暮らし体験など現地へ行くイベントを紹介
- ・県が暮らし体験ツアーを実施

これらのイベントやツアーに参加することで、三重スクエアメンバーをはじめとした地域の人と交流し、自分にあう地域を見つける

II 三重県への移住を希望する方が、地域と継続的に交流する取組

(a) 地域を知る ～地域のことを知りたい層～

- ・いつでもどこでも意見交換や相談ができる交流サイト（R2 構築済み）により両スクエアの参加者がつながりを深め、移住者が移住希望者のサポートを行う
- ・東京スクエア、三重スクエアそれぞれの参加者同士の交流会を実施する

(b) 地域と関わりを持つ ～地域と関わりたい層～

- ・交流サイトを通じて交流が進み、実際に三重を訪れ、三重暮らし応援コンシェルジュや三重スクエアメンバーに直接会いに行き、日々の暮らしや地域での活動に関わることで、関係を深化させ、移住に向けての気運を高める。

(c) 地域で活躍の場を見つける ～地域で自己実現をしたい層～

- ・スクエアでの交流等によって高まった移住への気運を、移住の決断につなげる一つのプロジェクトとして、三重への移住希望者が、地域で活躍の場を見つけ、自分にあった暮らしを実現するためのきっかけづくりに取り組む。
- ・事前勉強会等について、首都圏以外の方も参加できるように、オンラインを活用したハイブリッド方式とする。

②移住者を受け入れる側の体制強化を図る人材養成講座

(a) 対象者：移住者、地域の人、三重スクエアメンバー

(b) 概要：・新たなターゲットをはじめ移住希望者を受け入れる側のメンバー養成

- ・受講後は三重スクエアメンバーとして活動（三重スクエアメンバーも受講可能）
- ・研修については基礎・実践あわせて6日程度を予定
 - 基礎講座：移住希望者の傾向、移住者の状況、移住相談の受け方・伝え方 など
 - 実践講座：体験プログラムの企画・運営 など
- ・体験プログラムの企画運営を研修内容に取り入れることで、暮らし体験メニューの充実を図る
- ・移住希望者に寄り添って移住を後押しする人材を養成

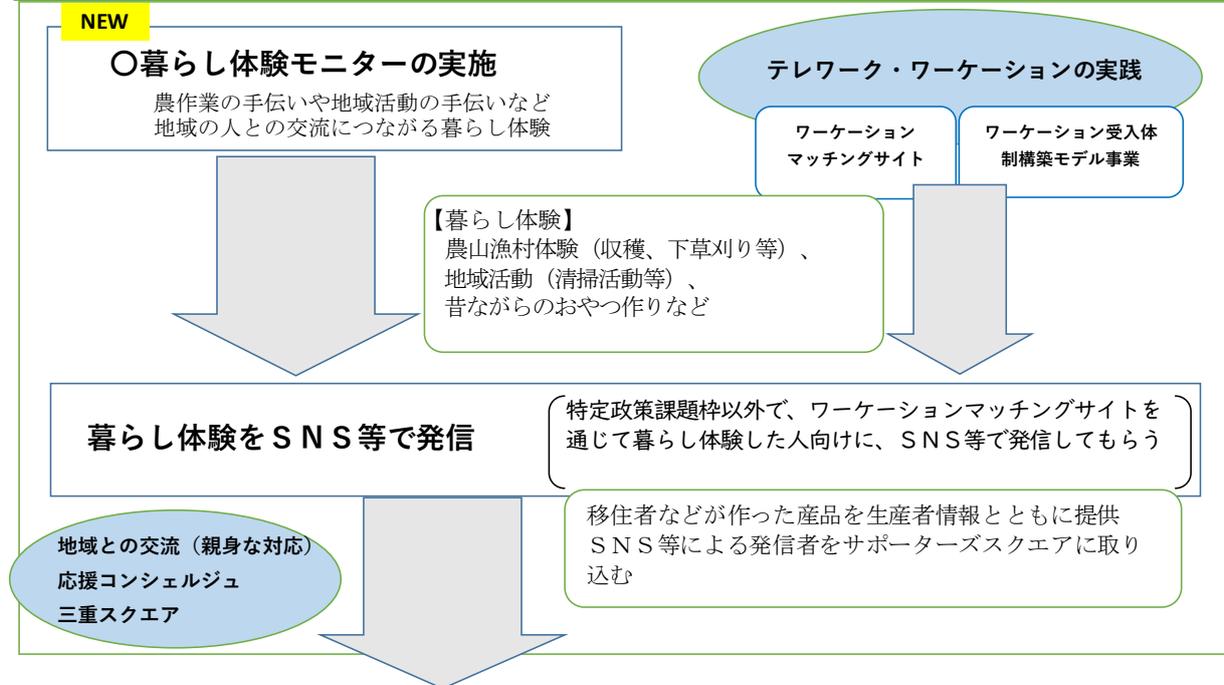
新たなターゲットを三重の移住に

フロー図

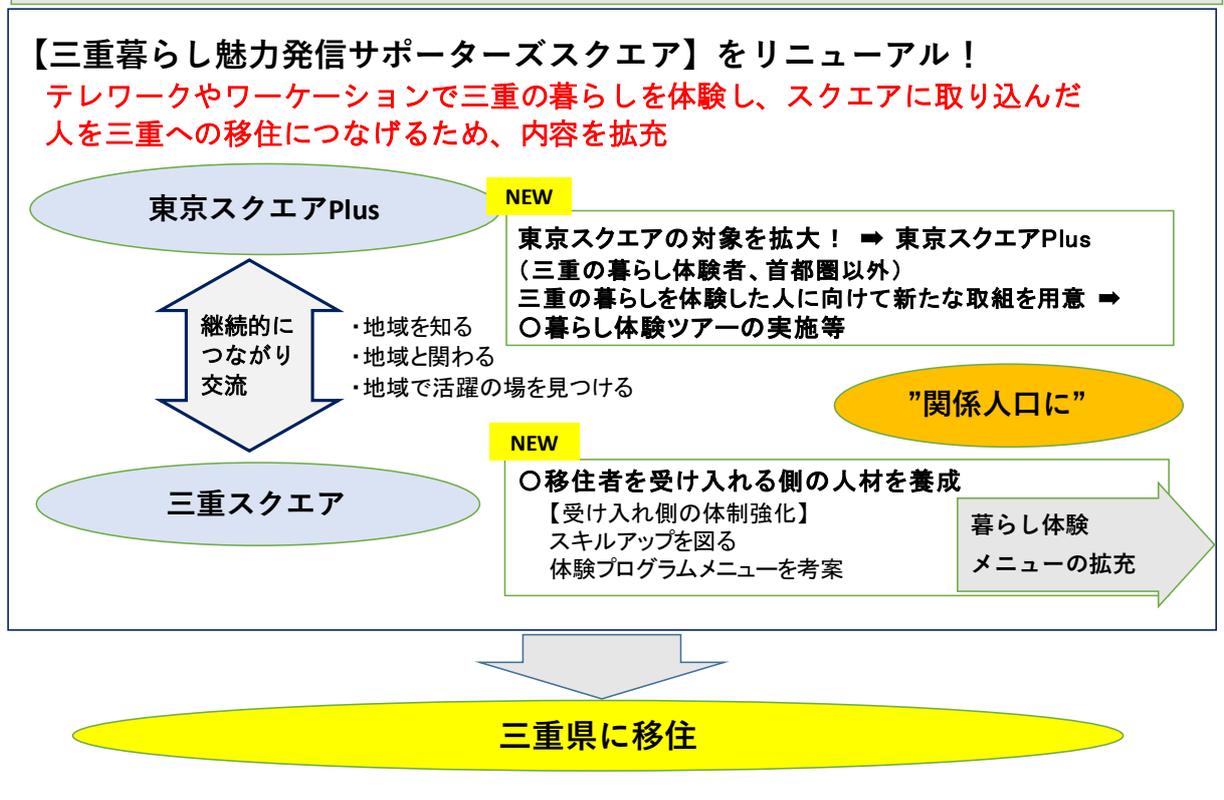
新たなターゲット層

テレワークやワーケーション等「場所」にとらわれない働き方に関心のある企業やその勤務者、個人

<テレワークやワーケーション等「場所」にとらわれない働き方に関心のある層へのアプローチ>



<三重の暮らし体験した人を三重の移住につなげる>



○ええとこやんか三重移住促進事業費（特定政策課題枠分以外）

【首都圏】

- ・東京・有楽町にあるふるさと回帰支援センター内に開設した「ええとこやんか三重 移住相談センター」を運営するために、専用スペースを設け、移住や就職に関するアドバイザーを常駐します。（就職相談アドバイザーは雇用経済部で設置）
- ・移住相談会を開催します。

【関西圏】

- ・「大阪ふるさと暮らし情報センター」に三重県の情報発信を行うコーナーを確保します。
- ・月に1回（毎月第2土曜日）移住相談デスクを開設するとともに、市町の出展する移住相談会を開催します。

【中京圏】

- ・2か月に1回（原則毎月第3土曜日）移住相談デスクを開催するとともに、市町の出展する移住相談会を開催します。

【プロモーション事業】

- ・全国フェアへの出展や将来世代応援知事同盟、紀伊半島など他県と連携した移住プロモーション事業を実施します。

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 地域連携部交通政策課

事業概要

細事業名		次世代モビリティ等を活用した円滑な移動支援確保事業費					区分	一部新規
施策		352	安心を支え未来につなげる公共交通の充実					
基本事業		35201	持続可能な移動手段の確保と次世代モビリティの導入支援					
根拠 (法令等)		三重県総合交通ビジョン、道路運送法、地域公共交通活性化再生法 地域連携部関係補助金等交付要綱						
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		<p>高齢化社会における日常の移動手段を確保することに加え、新型コロナウイルス感染症の脅威がもたらした価値観やライフスタイルの変化をふまえ、地域の実情に応じた福祉分野等と連携した取組や、次世代モビリティ等（※）の導入を促進するなど、高齢者をはじめとする県民の日常生活に伴う移動を支えることを目的とする。</p> <p>※次世代モビリティ等：自動運転バス、グリーンスローモビリティ、超小型モビリティなどの車両、AI配車、キャッシュレス、MaaSなどのシステム</p>						
事業目標		<p>交通分野と福祉分野等の連携や次世代モビリティ等の活用について、市町とともに、安全・安心で円滑な移動が可能となるモデル事業を実施することで、運転免許証返納後の移動手段や公共交通の確保が困難となっている交通不便地域等における県民の移動手段を確保していく。</p> <p>加えて、他市町に対し、モデル事業による実績、ノウハウ等の活用を働きかけることにより、移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図る。</p>						
前年度からの 変更点		<p>令和2年度は、高齢者をはじめとする県民の移動手段の確保対策について、より実効性のあるものとするため、地域の実情に合った、交通分野と福祉分野等との連携や次世代モビリティ等の活用による先駆的な移動手段の確保に向けたモデル事業を市町とともに実施した。</p> <p>令和3年度は、次世代モビリティ等の活用による移動手段確保に向け、新型コロナウイルス感染症の脅威がもたらした「新しい生活様式」に対応したキャッシュレス決済システムなど非接触化等を実現する取組や、地域公共交通活性化再生法の改正（※）により想定される、他の交通モードとの連携等による広域的な展開・展望を有する取組をモデル事業として実施する。</p> <p>また、これまで福祉分野等との連携において開催したセミナーやモデル事業を実施する中で得た課題をあらためて整理しながら、実情に応じた適切な運行主体、運行形態等を実現するため、福祉分野等との一層の連携強化を図り、高齢者の移動手段確保にかかる取組を進める。</p>						

	<p>加えて、令和2年度の成果をまとめたマニュアルについて、他市町にその活用を働きかけることにより、移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図る。当該マニュアルをもとに取組を実施する市町に対しては、専門家による助言、情報提供等の支援を行う。</p> <p>※令和2年5月27日可決・成立、6月3日公布、11月27日施行</p>
<p>事業の必要性と期待される効果</p>	<p>(必要性)</p> <p>高齢化等を背景とした持続可能性の観点から、移動者目線によるサービス改善、郊外・過疎地の移動手段確保などの課題への対応を図るべく、地域公共交通活性化再生法が改正され、新技術の積極的活用や、移動需要に応じた路線バス・デマンド交通等の組合せの最適化への流れが加速していくことが見込まれる。</p> <p>また、みえ県民カビジョン・第三次行動計画においても、施策352の副指標に「新たな交通手段の導入について検討を開始した件数」を掲げており、市町の取組を支援していく必要がある。</p> <p>県内の状況として、運転免許返納者が増加しているものの、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で公共交通利用者数は大幅に減少しており、バス路線の縮小・減便やタクシー事業者の撤退などが懸念されている。こうした中、県民の日常生活を支えていくためには、通学、通勤、通院、買い物などの地域での生活に必要な移動手段の確保および利便性向上を図っていく必要があり、非接触・無人化などの視点から求められる次世代モビリティ等の導入や高齢者等の移動需要に応じたきめ細かい対応ができる福祉分野等と連携した取組を一層進める必要がある。</p> <p>(効果)</p> <p>県内各地域に移動手段の確保を図る取組の効果が波及することにより、県民の日常生活の利便性が確保される。</p> <p>加えて、キャッシュレス・自動運転など非接触・無人化を実現するサービスの活用や導入による安全性や利便性の向上が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により大幅に減少した公共交通利用者の回帰・確保をもたらし、結果的に公共交通の維持・確保とともに暮らしと地域の再生・活性化につながる。</p>

取組詳細

<p>取組概要</p>	<p>高齢者をはじめとする県民の移動手段の確保に向け、地域の実情に応じた次世代モビリティ等の活用や交通分野と福祉分野等との連携によるモデル事業を市町と共に実施する。</p>
<p>取組内容等</p>	

【当初予算額（うち一般財源）】20,200千円（20,200千円）

(1) 三重県高齢者等の移動手段の確保に向けた地域モデル事業の実施

高齢者をはじめとする県民の移動手段の確保に向け、高齢化が進む都市部の郊外型団地や人口減少・高齢化・バス路線の縮小などが進む交通不便地域において、次世代モビリティ等を活用した取組や、交通分野と福祉分野等が連携した取組をモデル事業として市町と共に実施する。

モデル事業の実施にあたっては、市町と共に取り組み、円滑な実施に向け、実証実験にかかる費用

の支援、モデル事業の支援を行う専門家による助言、情報提供等の支援を行う。

令和3年度は、令和2年度に実施した「次世代モビリティ等を活用した取組」および「福祉分野等と連携した取組」をベースにしながら、非接触・無人化等の「新しい生活様式」への対応の実践、他の交通モードとの連携等による広域性、新技術導入、本格運行に向けた持続可能性などの視点を付加したレベルアップした取組をモデル事業として実施する。

【モデル事業の類型】

- ①高齢化が進む郊外型団地での移動手段の確保
- ②生活交通の確保が困難な交通不便地域での移動手段の確保

【モデル事業の取組】

上記①、②の課題に対応するため、次の実証実験を行うものとする。

ア 次世代モビリティ等の活用によるモデル事業

「新しい生活様式」に対応することなどにより、新たな視点を付加したうえで、次世代モビリティ等を活用した移動手段確保を推進する取組を実施する。

<令和3年度の取組内容>

次世代モビリティ等を活用した移動手段確保を推進するものであり、次の内容のいずれかを包含する実証実験とする。

(ア) キャッシュレス決済システムなど非接触化等を実現するもの

(イ) 他の交通モードとの連携等を組み合わせることなどにより広域的な展開・展望をもつもの

(ウ) その他令和2年度モデル事業で実施されていないモビリティ、新技術等を活用するもの

イ 交通分野と福祉分野等との連携によるモデル事業

福祉分野等と連携した移動手段確保を推進する取組を実施する。

(2) モデル事業の成果を活用した取組地域の拡大

モデル事業の成果やノウハウをまとめたマニュアル（令和2年度に作成）の活用を県内各市町へ働きかけ、新たにマニュアルを活用して移動手段確保に取り組む市町に対し、専門家派遣など技術的な支援を行う。

また、先行して令和2年度にモデル事業を実施した市町から、事業実施で得られた効果や課題などの声を県内各市町へ紹介してもらう場を設け、県外の先進的取組にかかる事例の紹介なども含めて研修会等を実施する。

なお、同マニュアルについては、令和3年度のモデル事業の進行管理を行いながら、その成果をふまえて磨き上げを継続していく。

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 地域連携部 交通政策課

事業概要

細事業名		リニア中央新幹線関係費					区分	一部新規
施策		352	安心を支え未来につなげる公共交通の充実					
基本事業		35203	国内外との交流を生む広域交通網の充実					
根拠 (法令等)		三重県総合交通ビジョン						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> リニア中央新幹線の名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定及び東京・大阪間の一日も早い全線開業の実現を目指すとともに、リニア駅を核とした様々な波及効果と呼び込むことで、地域の活性化、地方創生に資することを目的とします。 						
事業目標		<ul style="list-style-type: none"> 「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会（以下、県同盟会という）」の活動を通じ、名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定及び一日も早い全線開業の実現に向け、市町等との連携をさらに強化し取組を進めます。また、本県におけるリニア開業効果などについて、新たな手法を活用しながら、県民や企業等への効果的な啓発活動を進め、気運醸成を図ります。 「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議（以下、三府県会議という）」による活動を軸に、関係府県等とも連携を図り、JR東海に対し、環境アセスメントの早期着手に資する具体的な提案などの協力を行います。 「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議（以下、三県一市連絡会議という）」を通じ、中部圏のリニア効果を高めるための具体的な連携活動の検討や、名古屋・大阪間の早期開業に資する情報収集を行います。 						
前年度からの 変更点		<ul style="list-style-type: none"> 名古屋・大阪間の環境アセスメントの着手時期が近づいてきたことから、ルート・駅位置の早期確定に向けた取組については、新たな段階に入ったものと捉え、今後は県同盟会を通じ、さらに市町等と連携を密に、必要な調査や検討などを積極的に進めます。 また、リニア事業を円滑に進めていくためには、県民の皆さんの理解や協力が重要であることから、リニア効果などをまとめたリーフレットや、SNSなどを活用したリニア動画を発信するとともに、若い世代を中心としたリニアに関心のあるクラブ会員を募集し、イベントの実施や情報発信を連携して行うなど新たな手法による効果的な啓発活動を行います。 						

事業の必要性と期待される効果	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リニア中央新幹線の名古屋・大阪間について、JR東海では、東京・名古屋間の開業後、連続して工事に着手するとしていることから、その約4年前には、名古屋・大阪間の環境アセスメントが着手され、概略のルート・駅位置が確定される予定です。 ・ こうした中、円滑な環境アセスメントの実施に向け、必要な事前準備を進めるため、JR東海との意見交換をさらに密に行い、必要かつ有効なデータ・情報等について、収集・整理し、JR東海に提供していく必要があります。 ・ あわせて、県同盟会を通じ、市町等と連携を密に、県内の駅位置候補について検討を進める必要があります。 ・ また、環境アセスメントをはじめとするリニア事業の円滑な実施に向け、県民や企業等の方々に対し、リニア中央新幹線の開業効果が、観光や産業経済、県民生活等の様々な分野に波及し、本県のさらなる発展に大きく寄与することなどについて理解していただくため、より効果的な手法・手段を活用しながら啓発活動を行い、気運醸成を図る必要があります。 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR東海や市町等の関係機関と連携しながら、事前準備を進めることで、名古屋・大阪間の円滑な環境アセスメントの実施、県内の駅位置の早期確定につなげていきます。 ・ また、リニア中央新幹線の開業効果をより多くの県民等の皆さんに理解していただき、リニア全線開業に向けた気運が高まることで、円滑なリニア事業の実施、一日も早い全線開業の実現につなげていきます。
----------------	---

取組詳細

取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県同盟会による活動を通じ、県内全市町・経済団体が一丸となり、ルート・駅位置の早期確定や一日も早い全線開業に向けた取組を積極的に進めます。 ・ 名古屋・大阪間における環境アセスメントの円滑な着手やルート・駅位置の早期確定に向けた取組を、JR東海等と連携を密にしながら進めていきます。 ・ 県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、新たな視点や手法による効果的な啓発を行い、気運醸成を図ります。
取組内容等	

(1) リニア中央新幹線関係費 9,000千円 (9,000千円)

①名古屋・大阪間の円滑な事業実施に向けた取組

名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定につながる環境アセスメントの円滑な実施に向け、昨年度JR東海に配置された名古屋以西準備担当部門との意見交換を継続的に実施することにより、具体的な協力内容について検討を進める。

②リニア中央新幹線の早期全線開業及び円滑な事業実施に向けた気運醸成

名古屋・大阪間の環境アセスメントの実施やルート・駅位置の確定の時期が近づいていることから、県民や企業等の方々に対し、リニアの開業効果が、観光や産業経済、県民生活等の様々な分野に波及し、本県のさらなる発展に大きく寄与するものであるということ、啓発リーフレットやSNS動画などを活用しながら、啓発し気運醸成を図る。

また、令和3年度は、新たに次代を担う若い世代を中心に、リニアに関心のあるクラブ会員を募集し、啓発イベントへの参画やリニア効果等の発信を行っていただくとともに、県内各地域において経済団体と連携した取組を行うなど、新たな視点や手法による効果的な啓発活動に積極的に取り組む。加えて、シンポジウムの開催や、様々なイベントの機会を通じ、啓発活動を行うことにより、広く県民等に対し気運の醸成を図る。

③三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議を通じた活動

リニア中央新幹線の名古屋・大阪間の一日も早い着工・全線開業の実現に向けた取組を進めていくため、JR東海や国土交通省などを招き、三府県及び経済団体等が主催する「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会」を開催する。

また、三重・奈良・大阪の三府県が連携し、東京メトロ霞ヶ関駅構内にリニア啓発看板を引き続き掲出するとともに、新たな啓発物品や広告媒体等を活用するなど、様々な啓発活動を通じ、早期全線開業の実現に向けさらなる気運醸成を図る。

④リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議を通じた活動

愛知県、岐阜県、名古屋市とともに「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」を開催し、東京・名古屋間における事業内容や課題など、名古屋・大阪間の円滑な事業実施に向け必要な情報収集を行うとともに、東海三県一市が連携して取り組む具体的な連携活動の検討を行う。

⑤リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会を通じた活動

三重県と県内全市町で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において、総会、リニアに関する講演会の開催や国等への要望活動を実施するとともに、次代を担う県内の小学生を対象とした親子学習会などの広報啓発活動に取り組む。

また、県内の駅位置候補ごとに市町で整理された地域特性等について、有識者に評価・分析いただくとともに、得られた結果をもとに県同盟会において様々な視点で検討を行う。

部局名：南部地域活性化局

令和3年度当初予算編成に係る
「知事と部局長との協議の場(個別協議)」資料

(1) 特定政策課題枠事業

順番	細事業名	ページ
1	さあ出かけよう、熊野古道再発見旅事業費	1

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 地域連携部南部地域活性化局 東紀州振興課

事業概要

細事業名		さあ出かけよう、熊野古道再発見旅事業費					区分	新規
施策		252	東紀州地域の活性化					
基本事業		25202	地域資源を生かした観光地域づくり					
根拠 (法令等)								
予算 額 等	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		熊野古道や東紀州地域に関心があるが、新型コロナウイルス感染症への懸念や通して歩くのが難しいという先入観などから実際の来訪まで踏み出せていない、または関心はあっても来訪に至るまでの魅力を感じていない潜在観光客を来訪に導くことで、東紀州地域への旅行者数の増加につなげ、地域の活性化を図ります。						
事業目標		【定量目標】 熊野古道の来訪者数 400 千人						
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果		<p>東紀州地域では、リピーター率が県全体よりも高い一方で、子ども連れの家族旅行の率が県全体に比べてかなり低いため、リピーターを飽きさせずに固定ファンにし、また子ども連れの家族などの新規顧客を呼び込むために、ターゲットに応じた新しい・コアな魅力の発掘・発信や来訪にあたっての不安軽減などの仕掛けづくりが必要です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への懸念や熊野古道を通して歩くことに対する不安の軽減、並びに新たな魅力の発信を通して熊野古道や東紀州地域に関心を持つ層を開拓することで、安定したリピーターを獲得し、潜在観光客を実際の来訪へとつなげていくとともに、ワーケーションの拡大にもつながっていくことが期待できます。</p>						

取組詳細

取組概要	熊野古道伊勢路やその沿線には、訪れる人を魅了する景観や文化が満ち溢れているが、総延長が170kmと長大であるため具体的な来訪に踏み出す気持ちが喚起できない等の課題があり、うまく来訪に生かされていないため、来訪を促すターゲットを絞り込み、ターゲットごとに訴求ポイントを捉えた情報発信を行い、来訪者の増加をめざします。
取組内容等	

【予算額（うち県費額）】

(1) 「1日単位で歩ける熊野古道」＋おすすめスポット 15,350千円 (15,350千円)

- ・「1日単位で歩ける」という新たな具体的視点でルート設定し、「歩くための情報」を盛り込んだルートの概要を1～2分程度で凝縮して紹介するショート映像と、「1日単位で歩ける熊野古道」のルート中や周辺で、来訪意欲や関心を一層高めるような「おすすめスポット」を特別に紹介する360度画像を作成します。
- ・実風景と重ね合わせられる異なる天候や季節の風景（例：晴天時の絶景、雨天時の石畳、花満開の古道等）や解説（例：石畳の構造解説画像、スポットのいわれ等）、フォトフレーム（記念撮影用の古道巡礼装束、古道キャラクター等）などを無料アプリで楽しめる、AR技術を活用したアプリ対応動画を作成します。
- ・「1日単位での歩行」を具現化し、新型コロナウイルス感染症を予防しながら、慣れていない方や初めて来訪する方が安心して熊野古道を歩け、また周辺の脇道・寄り道など従来の市販ツアーではあまり訪れないスポットも行程に組み入れた、体験ツアーを用意して来訪にあたっての不安感を払拭することで、より多くの来訪者誘致に取り組みます。

(2) 「インタビューで紹介する熊野古道からの脇道・寄り道」

- ・古道周辺でこれまであまり紹介されていなかった隠れた魅力＝「脇道・寄り道」を、地元の方々がインタビュー形式で方言を用い、情緒豊かに光・影・音・空気・香り・味・物語などを交えて高画質映像により紹介します。

部局名：子ども・福祉部

令和3年度当初予算編成に係る
「知事と部局長との協議の場(個別協議)」資料

特定政策課題枠事業

順番	細事業名	ページ
1	生きづらさを抱える方の相談支援強化ICT推進事業費	1
2	子どもの育ちの推進事業費	5
3	不妊相談・治療支援事業費	9
4	子どもの貧困対策推進事業費	13
5	障がい者就労支援事業費	16
6	障がい者の持つ県民力を発揮する事業費	19
7	児童虐待法的対応推進事業費	22
8	男性の育児参画普及啓発事業費	25
9	保育対策総合支援事業費	28

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 地域福祉課

事業概要

細事業名	生きづらさを抱える方の相談支援強化 ICT 推進事業費					区分	新規	
施策	131	地域福祉の推進						
基本事業	13102	生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり						
根拠 (法令等)	社会福祉法 三重県地域福祉支援計画							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	<p>民生委員等が連携する市町の包括的支援体制の構築をより一層進めるとともに、コロナ禍における「新しい生活様式」に対応する「地域福祉のICT化」をめざすことによって、新型コロナウイルス感染症による影響を極力回避し、三重県地域福祉支援計画における基本理念「みんな広く包み込む地域社会 三重」の実現を図り、誰一人取り残されることなく安心や生きがいを実感できる社会をめざすことを目的とします。</p>							
事業目標	<p>ひきこもりなど生きづらさを抱える方の支援ニーズは複雑化・複合化しているため、民生委員をはじめ地域の多様な主体による支え合いとも連動しながら、断らない包括的な支援体制の整備を進められています。</p>							
前年度から の変更点								
事業の必要性と期待される効果	<p>少子高齢化の進展や地域コミュニティの衰退に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気の悪化や社会の閉塞感が進むことが想定され、それに伴い、生きづらさを抱える方がさらに増加することが懸念されています。同様に、「ソーシャルディスタンス」が必要とされる中で、社会的な孤立化や孤独死などが増加しかねない状況になっており、これまで以上に社会全体で支え合う体制づくりが必要とされています。</p> <p>このような状況において、日頃から住民の身近な場所で相談・援助活動をされている民生委員に対する期待や役割は、今後より一層大きくなっていくと想定されることから、民生委員活動への支援強化を行い、業務をより適正、確実かつ合理的、効率的にすることができ環境整備を進める必要があります。このほか、地域コミュニティの希薄化などに伴い、民生委員自身も地域や関係機関からのサポートが得にくく、これまで以上に関係機関とのネットワークを強化する必要があります。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により、ひきこもりなどの生きづらさを抱えた</u></p>							

方が増加することが懸念されることから、そのような方を支援するための核となる民生委員活動においても、「新しい生活様式」にも対応した方法であるオンライン上での支援活動を導入し、生きづらさを抱える方への支援を強化する必要があります。

さらに、生きづらさを抱える方等が、関係機関からの相談を経て、地域社会の中で暮らしていくために、様々な方々の協力により安心して過ごせるような「居場所」づくりが急務となっています。このような中、ひきこもりなど生きづらさを抱えた方などを地域社会の中で支えていく「居場所づくり」の取組が一部の市町で取り組まれているところであり、こうした取組の水平展開を図っていくことが必要です。

民生委員活動が活性化されることで、生きづらさを抱えた方の支援が地域全体に広がり、社会資源を活用した協創による新たな支援策の創出といった支援のサイクルの構築にもつながるとともに、ICT技術を活用した民生委員活動のサポートにより、業務の効率化はもとより、若い世代の方が民生委員活動に対する興味・関心を持つきっかけとなり、後継者不足の解消の一助となることが期待されます。

「居場所」に関する環境整備により、生きづらさを抱える方が社会とのつながりを実感でき、社会参加のきっかけになることも期待されます。

取組詳細

取組概要

民生委員と地区民生委員児童委員協議会（事務局）等の関係機関をネットワークで結ぶシステムを構築するとともに、地区民生委員児童委員協議会にタブレット端末を貸与し、民生委員とひきこもり状態の方や家族など、対面での接触が困難な方をオンラインで結ぶ環境を整備します。

さらに、生きづらさを抱える方の地域でのつながりと参加支援に向けて、市町における居場所づくりの取組を促進します。

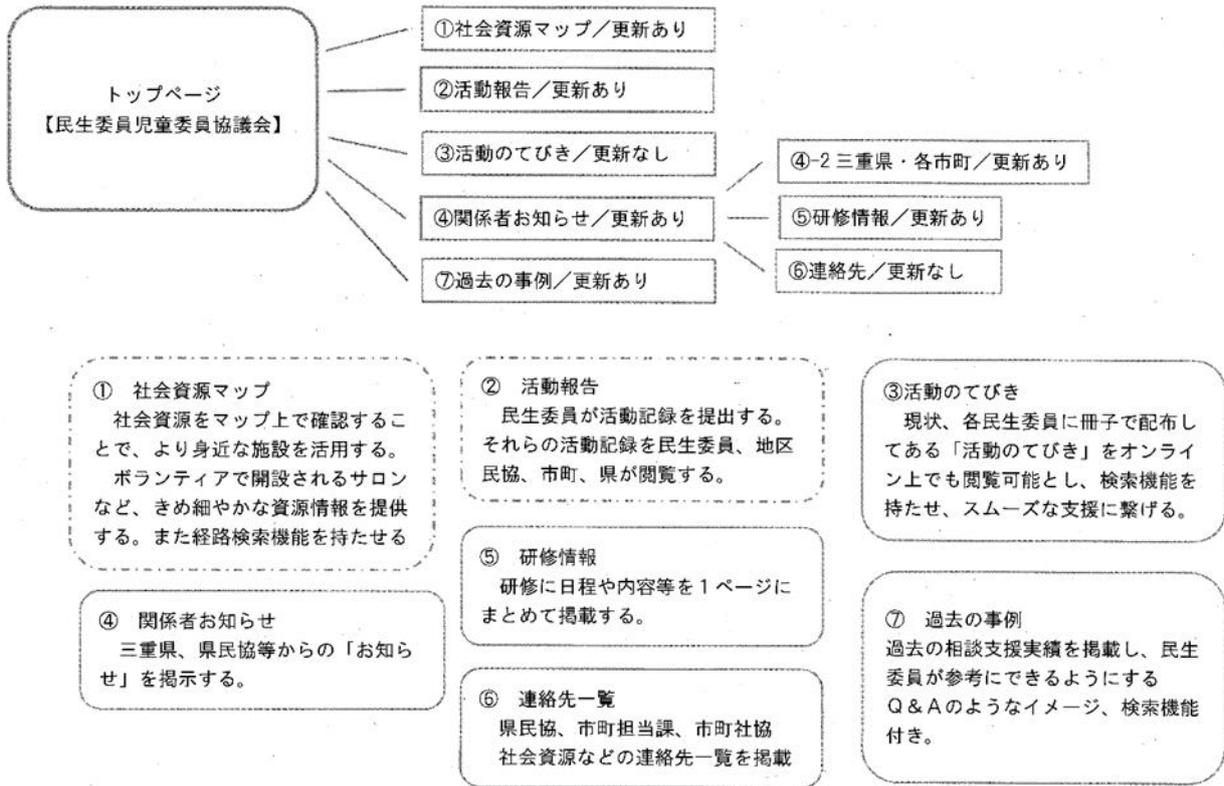
取組内容等

【取組内容】

1. 民生委員業務のICT化による新たなつながり構築事業 14,000千円（うち県費14,000千円）

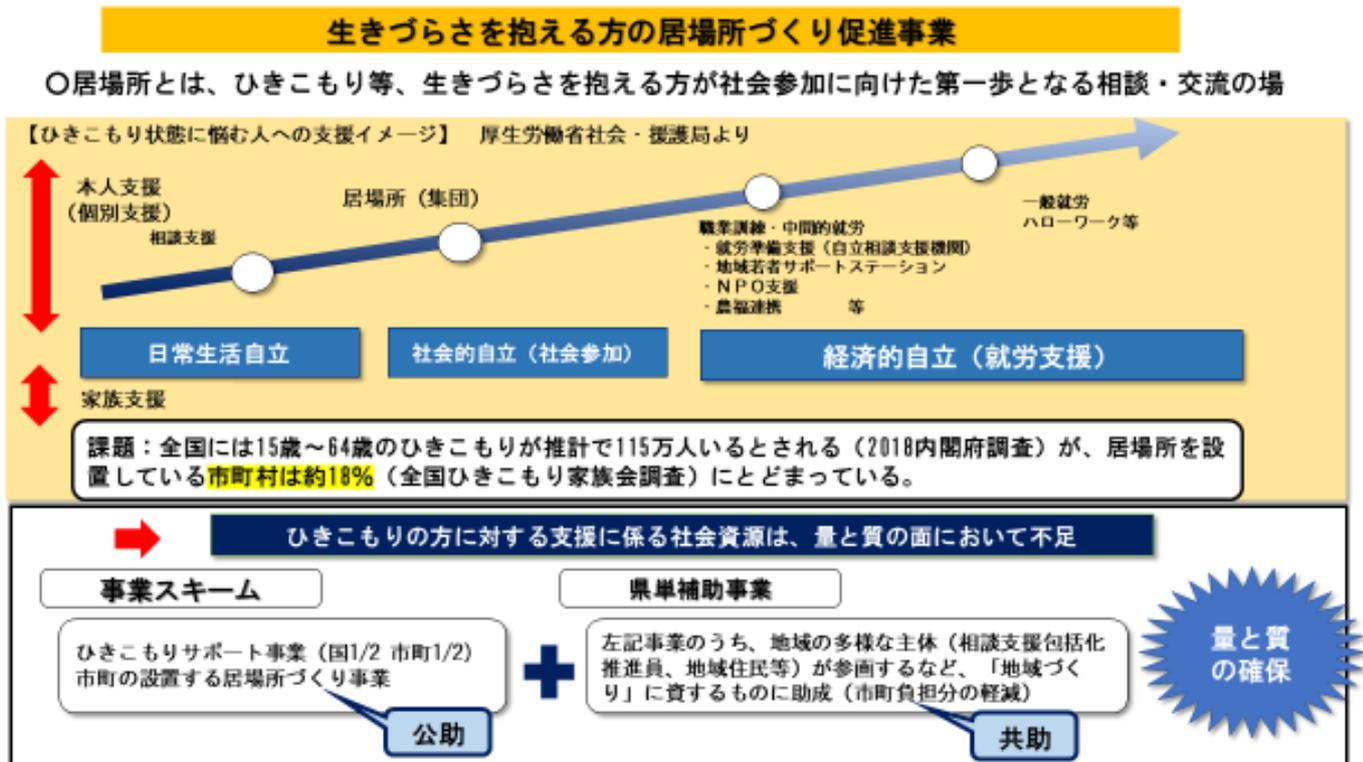
民生委員と地区民生委員児童委員協議会（事務局）等の関係機関をネットワークで結び、月々の「民生委員活動記録」の電子入力処理、電子化した「民生委員・児童委員活動のてびき」や過去の相談支援内容等、民生委員が活動する際に有効な情報を掲載するシステムを構築し、民生委員活動への支援を強化します。

また、地区民生委員児童委員協議会にタブレット端末を貸与し、民生委員とひきこもり状態の方や家族など、対面での接触が困難な方をオンラインで結ぶ環境を整備します。



2. 生きづらさを抱える方の居場所づくり促進事業

誰もが気軽に集い、参加できる「居場所」づくりのため、市町が行う「居場所」づくりの事業で、多様な主体が参画を促し、誰もが気軽に参加できるような工夫がされている取組に対し、その経費の1/2を県が独自で補助します。



[財源負担割合] 県 10/10

[事業負担割合] 県 10/10

[実施主体] 県

[事業開始年度] 令和 3 年度

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 少子化対策課

事業概要

細事業名	子どもの育ちの推進事業費					区分	継続	
施策	231	県民の皆さんと進める少子化対策						
基本事業	23102	子どもの育ちを支える地域社会づくり						
根拠 (法令等)	三重県子ども条例							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	<p>三重県子ども条例の基本理念をふまえ、子どもに寄り添う電話相談を実施するとともに、子どもの育ちや子育て家庭を支える「次世代育成応援ネットワーク」等と協働して取り組むことで、子どもが豊かに育つことのできる地域づくりを進めます。</p> <p>「キッズ・モニター」を実施することで、子どもの意見を県政に生かします。</p>							
事業目標	「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数 125 団体							
前年度からの 変更点	子ども条例 10 周年に合わせた取組を実施します。							
事業の必要性と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの様々な夢や思いの実現に向けて応援することで、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせることができます。 ・子ども専用の相談電話を設置することで、子どもの声を受け止め、解決に向けた方向性を探ることにより、悩みや不安を抱えた子どもを支えることができます。 ・キッズ・モニターアンケートは、子どもが意見を表明する機会を、恒常的かつ簡便に設けることができ、県政に子どもの視点を取り入れることができます。 ・次世代育成応援ネットワークの取組の一層の横展開を図るとともに、会員相互の活動支援の取組や「子ども応援！わくわくフェスタ」の開催等を検討することにより、企業や団体などが連携して、子ども等を支える取組を進めることが期待できます。 ・子どもの権利について、子ども自身が学ぶことで、子どもの権利を尊重する社会の実現につながることを期待できます。 							

取組詳細

取組概要	<ul style="list-style-type: none">・幅広く子どもたちの夢や希望を募り、優良事案の実現に向けて支援することで、子どもたちの豊かな育ちを育みます。・引き続き「こどもほっとダイヤル」を運営し、子どもに寄り添い不安を抱えた子どもの声を受け止めて、関係機関と連携しながら、子どもからの相談に対応します。・企業や団体、個人から、人的、資金的、物的支援を得ながら、子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる社会づくりを進めるため、「みえの子ども応援プロジェクト」に取り組みます。・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員等による取組の更なる拡充を図るため、会員の取組状況の共有や会員の交流の場づくりを行います。・ネットワーク会員同士の交流・連携を深めながら、夢と希望をもって子どもたちが育つことができるようにみんなで力を合わせて応援するメッセージを込めた「子ども応援！わくわくフェスタ」等の開催を検討します。・子ども条例10周年に合わせ、子どもの権利について、子ども自身が学ぶ機会や意見を表明する機会を提供します。
取組内容等	

(1) 子ども条例推進事業

条例の趣旨を踏まえ、子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう主体的に取り組む様々な活動を支援するため、子どもの夢や思いを幅広く募集して審査を行い、その中でも優良な事案には実現に向けて支援を行う事業を実施します。

また、出前トークにより条例の主旨の普及啓発に取り組みます。

(2) 子ども専用相談電話事業

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身が解決に向かうよう支えるとともに、専門的な対応が必要な案件については、児童相談所や教育委員会などの関係機関につなげます。

(3) 子ども施策総合推進事業

子どもの意見を県政に生かすため、e-モニター制度を使って、子どもたちから意見を集めます。

県内の小学校、中学校、高校の協力のもと、モニター募集チラシを配布して、モニター登録を呼びかけます。モニターの対象は小学校4年生から高校3年生とします。

(4) 家族の絆強化事業

みえ次世代育成応援ネットワークの会員による自主的な活動が進むよう、SNSを活用して会員相互の支援や会員が有するリソースの紹介につながる仕組みの構築を行います

また、会員企業や団体、大学などが協働し、家族や地域の絆が深まるとともに子どもが豊かに育つこ

とができるような「子ども応援！わくわくフェスタ」の開催を検討します。

(5) みえの子ども応援プロジェクト事業

「三重県子ども条例」や「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、地域の企業や団体、個人から、人的、資金的、物的支援を得ながら、子どもの育ちや子育て家庭を応援することにより、「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域社会づくり」を進めることを目的とした「みえの子ども応援プロジェクト」に取り組みます。

(6) デジタル技術を活用した子ども条例 10th anniversary 事業 9,700 千円(うち県費 9,700 千円)

子ども条例は平成 23 年 4 月 1 日の施行であり、令和 3 年度には施行 10 周年を迎えます。この間、イベント会場での周知や講演会の開催など、子ども条例を周知する取組、子どもの権利について県民が学ぶことのできる取組を実施してきました。しかしながら、e-モニター調査結果によれば、子ども条例の名前だけでも知っている県民が 30%前後で推移しており、認知度の低い状態が続いています。条例がめざしている「子どもの権利が尊重される社会」が実現されているとは言い難く、虐待やいじめなど子どもの権利を侵害する事案が多く発生し、県民意識調査によれば「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」が減少傾向にあります。また、子どもの権利について、子ども自身や県民が学ぶ機会、子どもが意見を表明する機会の提供にかかる取組が見えにくいとの指摘があります。

そこで、これまで取り組んでこなかった小学校・保育園・幼稚園などの子どもを対象に、子ども自身が学ぶ機会、意見を表明する機会の提供に取り組み、子どもの権利が尊重される社会の実現につなげることとします。

具体的には、県内の全公立小学校に今年度末までに配布される 1 人 1 台タブレットを使って、学校の授業で活用できるワークシート付きリーフレットを、子ども・福祉部と県教育委員会の関係課で作成し、そのデジタルデータでの活用依頼を行うとともに、データ回収により子ども自身の意見の分析・把握を行います。シートの対象年齢は、条例の施行当時に誕生し、条例とともに生きてきた 10 歳(小学校 4 年生)を含む小学校の高学年とします。

さらに分析結果をふまえ、子ども自身の意見を反映した、子ども目線でわかりやすく楽しみながら子どもの権利について学べるツールを作成し、小学校にはデータで配布し、タブレットでの活用を依頼します。

一方、就学前の子ども向けには、保育士等による読み聞かせに利用することのできる絵本(デジタル版・冊子版)を作成し、保育所・幼稚園等に配付します。就学前の子どもであっても、例えば令和元年度の県内の児童虐待対応相談件数 2,229 件の内 1,085 件が 6 歳以下の子どもを対象としたものであるなど、権利が侵害される事案も多く発生していることから、権利について学ぶ必要性は高いと考えています。

県内に就学前の子どもは約 8 万人、その約 66%にあたる約 53,000 人が保育所・幼稚園等に通っており、こうした施設では絵本の読み聞かせが日常的に行われています。そういった場を活用することで、新たな場を創設することなく、学んでもらうことができるツールとして絵本は有用です。

絵本については、QR コードを印刷するなどして、絵本をデータ化したものや子どもの権利について解説したページにつなぐようにし、保育士や保護者の理解を深めることにもつなげます。また、デジタ

ル絵本の制作についても検討していきます。

さらに、例えば配布したツールや絵本のQRコードからLINEなどを活用し、配布したツール、絵本について、教員や保育士等から感想や子どもたちの反応などの情報を集め、この取組の効果を計るなど、取組のあらゆる局面でデジタル技術を活用したものとしていきます。

[実績等]

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	単位
1 キッズ・モニターアンケート実施数	9	8	7	6	8	回
2 こどもほっとダイヤル相談件数	1,148	875	1,425	848	1,642	件
3 わくわくフェスタ入場者数	6,500	8,500	6,000	4,000	6,000	人

[財源負担割合] (1) 一部県費10/10、一部子ども基金プロジェクト10/10

(2) 子ども基金10/10

(3) 県費10/10

(4) 一部子ども基金プロジェクト10/10、一部県費10/10

(5) 子ども基金プロジェクト10/10 (6) 県費10/10

[事業開始年度] (1) 平成21年度 (2) 平成23年度 (3) 平成29年度 (4) 平成17年度

(5) 平成21年度 (6) 令和3年度

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		不妊相談・治療支援事業費					区分	一部新規
施策		232	結婚・妊娠・出産の支援					
基本事業		23203	不妊に悩む家族への支援					
根拠 (法令等)		母子保健等医療対策等支援事業実施要綱						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、不妊や不育症に悩む夫婦を支援します。						
事業目標		不妊や不育症に悩む夫婦がより身近な地域で、より負担の少ない方法で悩みに寄り添った相談等の支援が受けられ、安心して治療が受けられることをめざします。また、働きながら不妊治療を受ける人が増加していることから、不妊治療と仕事の両立支援のための取組を進めます。あわせて小児、思春期・若年がん患者が、将来子どもを生み育てることを望んだ場合に、経済的な理由であきらめることなく希望をかなえられることをめざします。						
前年度からの変更点		不妊ピアサポーターを養成し、不妊に悩む夫婦に寄り添い、不安や悩みを傾聴することで、精神的負担の軽減を図ります。また、妊娠しやすいコンディション維持のため、生活習慣の改善や体調管理を支援する講習会等を開催します。						
事業の必要性と期待される効果		<p>特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されません。また、人工授精や不育症についても、検査や治療の多くが保険診療対象外となっています。このため、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられるとともに、精神的にも不安を抱えています。</p> <p>そこで、特定不妊治療、男性不妊治療、一般不妊治療、不育症治療等を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、不妊や不育症に悩む夫婦を経済的に支援するとともに、専門相談により精神的な負担を軽減する必要があります。さらに、所得の少ない夫婦については、特に重点的な支援が必要です。これらの支援により、不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられるようになります。</p> <p>また、共働き夫婦が増えるなか、働きながら不妊治療を受ける人は増加傾向にあります。しかしながら、不妊治療に対する支援制度のある企業は少なく、仕事と不妊治療の両立ができず、離職する場合も多く、企業に対して不妊治療への理解を深め、不妊治療を受けや</p>						

すい環境づくりの推進が必要です。

小児、思春期・若年がん患者の場合、将来の妊娠の可能性を残すために、がん治療前に未受精卵子、卵巣組織、精子又は胚（受精卵）等を凍結保存する妊孕性（生殖機能）温存治療が可能になっていますが、これらの治療は保険適用外であるため、経済的な理由から治療を諦めざるを得ない方もいます。若年がん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望をかなえられるよう、妊孕性温存治療費用について助成を行う必要があります。

取組詳細

取組概要

不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。また、不妊ピアサポーターを養成し、より身近な地域で、不妊に悩む夫婦に寄り添い、不安や悩みを傾聴することで、精神的負担の軽減を図ります。また、妊娠しやすいコンディション維持のため、生活習慣の改善や体調管理を支援する講習会等を開催します。

特定不妊治療、男性不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、上乗せ助成、2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加、不育症治療等に対する助成及び人工授精に対する助成を実施した市町に対して、費用の一部を補助します。

仕事と不妊治療の両立支援に向けて、企業に対し、不妊治療への理解を深めるためのセミナーや相談会を開催するとともに当事者が相談しやすい体制整備を行い、仕事をしながら不妊治療が受けやすい環境づくりを推進します。

取組内容等

（1）特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療、男性不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられています。このため、特定不妊治療、男性不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することで、不妊に悩む夫婦を経済的に支援します。

（2）特定不妊治療費助成金上乗せ事業

所得の少ない夫婦にとっては、特定不妊治療にかかる経済的負担が特に大きいことから、特定不妊治療費助成金の上乗せ助成を行います。

（3）第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業

国の制度改正に伴い、平成26年度から助成上限回数が減少しました。このことの根拠は、妊娠の確率が累積6回程度までは増加するが、その後はほとんど増加しないことによります。しかし、特定不妊治療費助成を受けて1人目を出産した夫婦が、2人目の治療を受けようとする際に、助成上限回数の減少により助成が受けられない恐れがあり、特に所得の少ない夫婦がこのことで2人目を断念するおそれがあります。このため、夫婦合算所得400万円未満の夫婦に限り、2人目以降の特定不妊治療に対して、通算8回まで助成することにより支援を行います。

(4) 不育症治療費等助成事業

不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっており、不育症に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられています。一部の市町では、不育症にかかる検査や治療への助成を開始していることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。

(5) 一般不妊治療費助成事業

人工授精は保険診療対象外となっており、助成を受けられる自治体も少ないことから、不妊に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられています。一部の市町では、人工授精にかかる費用への助成を行っていることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。

(6) がん患者の妊孕性温存治療費助成事業

生殖機能が低下する又は失う恐れのあるがん治療を受けるにあたって、がん治療開始前に妊孕性温存治療を受けた小児、思春期・若年がん患者に対して、費用の一部を助成します。

(7) 不妊専門相談センター事業

- ・不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育症に関する悩み等に関する電話相談、面接相談を行います。

第1～5火曜日 10:00～16:00

※第1・3火曜日のみ 10:00～20:00

※祝日・年末年始除く

- ・不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを行っていくことを目的として、有識者による講演会等を開催します。

(8) 不妊治療と仕事との両立支援

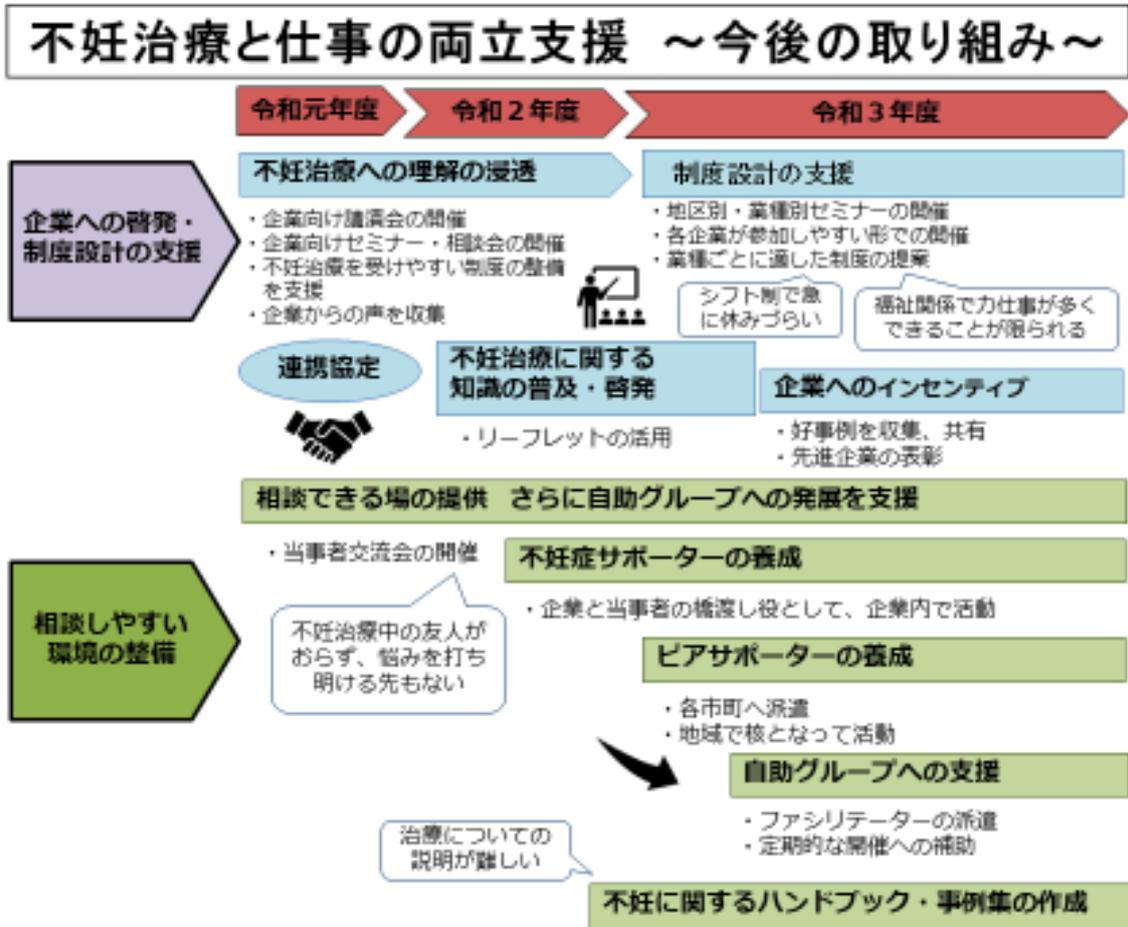
- ・不妊治療と仕事との両立に向けて、企業向けセミナーや相談会の開催など企業の不妊治療への理解を深めるための取組を進めるとともに当事者交流会の開催や不妊症サポーターの養成など当事者が相談しやすい体制整備を行い、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。

(9) **【重点】不妊に悩む夫婦への寄り添い支援事業** 2,525千円（うち県費2,525千円）

- ・不妊治療の経験者などを対象とした不妊ピアサポーターを養成し、不妊に悩む夫婦に寄り添い、不安や悩みを傾聴することで、精神的負担の軽減を図ります。また、市町等の窓口において、サポーターを派遣し、相談支援を実施します。さらに、新型コロナウイルス感染症などにより増大した不安やストレスにより、心と体の健康にとってマイナスに影響し、妊娠しやすいコンディションの維持が難しい状況になっていることが想定されるため、改めて生活習慣での改善点等、妊娠しやすいコンディションの維持に必要なことを講演会等の開催を通じて周知を行う。

ピアサポーター養成講座 年3回
 ピアサポーター派遣 年30回
 妊活講演会 年5回

不妊治療と仕事の両立支援に向けた取組イメージ



(10) 【みんつく】職場における不妊治療応援プロジェクト

・企業における不妊治療への理解促進や不妊治療を受けやすい環境づくりを推進するため、企業の管理職及び従業員を対象に、企業向けセミナーを実施。また、企業内での制度設計や普及啓発の支援を行うため、県内企業に対して、専門的な知識を持つアドバイザーを派遣します。さらに、企業向けの不妊に関するハンドブックを作成・周知します。

[実績等]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	単位
相談件数	248	232	165	114	138	件
助成件数	2,708	2,149	2,382	2,342	2,295	件

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2 (1) (7)
 県 10/10 (2) (3) (4) (5) (6) (8) (9) (10)

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		子どもの貧困対策推進事業費					区分	継続	
施策		233	子育て支援と幼児教育・保育の充実						
基本事業		23303	子どもの貧困対策の推進						
根拠 (法令等)		子どもの貧困対策の推進に関する法律 三重県子どもの貧困対策計画							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られている状況をめざします。							
事業目標		（三重県子どもの貧困対策計画において数値目標を設定します。）							
前年度からの変更点		子どもや保護者が気兼ねなく集まることができ、食事や学習支援が受けられたり、孤立の解消などさまざまな機能を持った「居場所」の構築に取り組みます。							
事業の必要性と期待される効果		<p>「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援、親への就労支援、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備に関係機関と連携し、総合的に取り組みます。</p> <p>特に身近な地域での支援体制の整備について、子ども食堂や無料の学習支援教室などの子どもが集まる場を活用し、そこがいろいろな団体等と連携してさまざまな活動が行われているという新たな価値を持たせることで、気兼ねなくより多くの人々が安心して集まることができる「居場所」となり、これまで見えなかった子どもや家庭の問題に気付くことが可能となることが期待できます。</p>							

取組概要	地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体、市町等と連携を促進し、子ども食堂等とつなぎ合わせ、さまざまな支援機能を持った子どもを支える居場所づくりを推進します。また、市町、関係団体等で構成する子どもの貧困対策推進会議を開催し、貧困対策の好事例の収集や情報共有を通じて、子どもの貧困対策推進の機運を醸成し、計画の推進を図ります。
取組内容等	

○子どもの貧困対策推進事業

(1) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策推進会議を開催し、貧困対策の好事例の収集や情報共有を行うことにより、市町、関係団体との連携を図ります。

ふるさと応援寄附金を原資として、三重県内において主に貧困を抱えた世帯やひとり親世帯などに属する子どもを支援する非営利団体等の活動を支援します。

- ・子ども食堂開設ハンドブックの増刷や活動の補助など

(2) 【重点】子どもの居場所を支える地域力強化事業 7,036千円（うち県費3,519千円）

県内各地において、子どもを支える子どもの居場所の構築を推進するため、以下の取組を行います。

①子どもの居場所の現状と課題、地域資源や地域シーズの把握

県内で運営・設置されている子ども食堂、学習支援教室などの子どもの居場所について、実態調査を実施し、地域における資源やシーズの把握に努めるとともに、地域ごとに居場所の団体の登録を行います。

②協力者の把握、新規開拓、顔の見える関係づくり、マッチング支援

①での結果をもとに、統一の課題や地域独自の課題を分析し、それぞれの課題解決等につながる協力者（団体、企業、NPO、県民個人等）（以下、サポーターという）を発掘し、サポーターとして登録を促進します。なお、全県共通の課題に対応できるサポーターや、その地域限定で課題対応できるサポーターなどを幅広く発掘します。

また、サポーターと情報交換し、顔の見える関係づくり、マッチング支援、持続的・安定的な地域の体制構築を行いつつ、貧困家庭や子どもを地域で支えていくための「子どもの居場所づくり」について、地域資源を活用したあり方等について、モデル地域を定めるなどしながら市町等と検討していきます。

なお、子ども食堂等からの相談にも随時対応することとします。

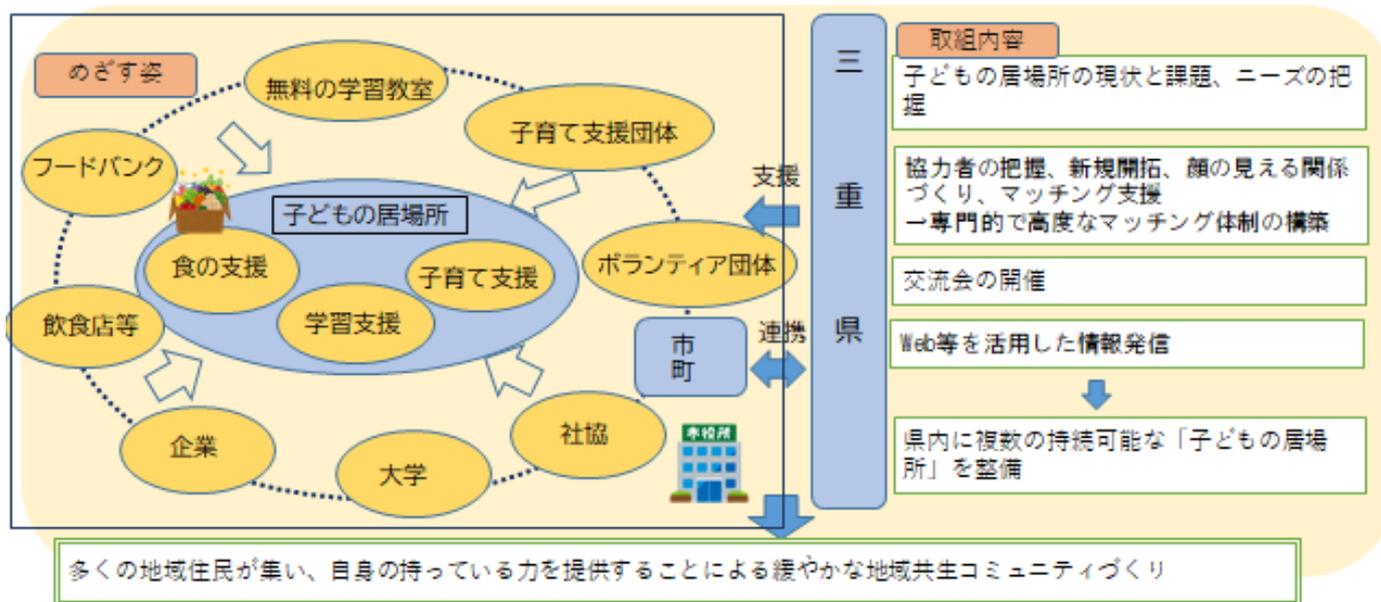
③交流会の開催

全県及び地域でのサポーター登録をふまえ、居場所とサポーターの顔が見える関係性づくりや地域ごとの取組の共有、思いを同じくする団体同士の関係づくりのための交流会等を実施します。

また、子どもの居場所が必要とする支援とサポーターが提供する支援とのマッチングや、サポーターが実施したい取組等と居場所とのマッチング、居場所の機能強化や多様な活動を行うためのマッチングなど、専門的で高度なマッチング体制の構築を検討します。

さらに、取組内容等について Web 等を活用して、情報発信することで、県民等に財政面等での支援を働きかけます。

こうした取組を通して将来的には、県内に複数の持続可能な「子どもの居場所」を整備することで、関係機関だけでなく、多くの地域住民が気軽に集い、自身の持っている力（勉強を教える、子どもと遊ぶ、スポーツ体験を行う、食材を持ち寄る）を提供し、緩やかな子どもを支える地域共生コミュニティづくりへの機運醸成につなげていきます。



[実績等] ー

[財源負担割合] 県 10/10 一部国 1/2 県 1/2

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 平成 28 年度

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 障がい福祉課

事業概要

細事業名	障がい者就労支援事業費					区分	一部新規	
施策	132	障がい者の自立と共生						
基本事業	13201	障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実						
根拠 (法令等)	県子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（県障がい者共同受注窓口事業費補助金交付要領） 県障がい者工賃向上計画支援事業実施要綱 県の機関における知的障がい者職場実習事業実施要綱							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	障がい者が「新たな日常」においても地域で自立して暮らせるように、福祉的就労事業所における工賃等の向上等を促進します。							
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・共同受注窓口事業（既存部分）及び支え愛デジタルマーケット形成等事業（共同受注窓口事業の重点取組部分）により、福祉的就労事業所の受注の機会を拡大するとともに、障がい者の工賃等の向上を図り、障がい者の地域における自立した生活の実現を図ります。 ・工賃向上計画支援事業により、福祉的就労事業所の工賃等の向上を図ります。 ・県の機関における知的障がい者職場実習事業により、県職員の知的障がい者に対する理解の促進を図ります。 							
前年度から の変更点	命と経済の両立を目指す「みえモデル」の第3ステージである令和3年度での重点取組として「支え愛デジタルマーケット形成等事業」に取り組みます。							
事業の必要性 と期待される効果	<p>福祉的就労事業所における<u>県平均工賃は、令和元年度に初めて全国平均を上回りましたが依然として低い現状にあります（令和元年度就労継続支援B型事業所：県平均月額工賃16,429円 vs 全国平均月額工賃16,369円）。</u></p> <p><u>令和2年度に入り、コロナ禍による経済活動の縮小に加え、感染拡大防止のため対面販売の機会が減少したこともあり、障がい者の工賃等の原資となる福祉的就労事業所の受注（生産活動収入）が減少しています。</u></p> <p><u>「支え愛デジタルマーケット形成等事業」を新たに加え、ICT等を活用しWEB上に非対面・非接触による業務の受発注の一層の拡大や物販促進を図るためのデジタルマーケットを新たに形成することと、コーディネーターによる発注の新規開拓等のアプローチに積極的に取り組むことにより、福祉的就労事業所の受注を拡大し、福祉的就労事業所が障がい者に支払う工賃等の増額につなげることで、コロナ禍の「新たな日常」においても障がい者が地域の中で自立して暮らしていくことが期待されます。</u></p>							

取組概要	「新たな日常」においても、障がい者が地域の中で自立して生活できるよう、福祉的就労事業所が支払う工賃等を向上する取組などを行います。
取組内容等	

1 共同受注窓口事業（既存部分）

- ・複数の福祉的就労事業所で共同して受注、品質管理等を行うことを目的とした共同受注窓口事業に係る補助を行います。

2 支え愛デジタルマーケット形成等事業（共同受注窓口事業の重点取組部分）

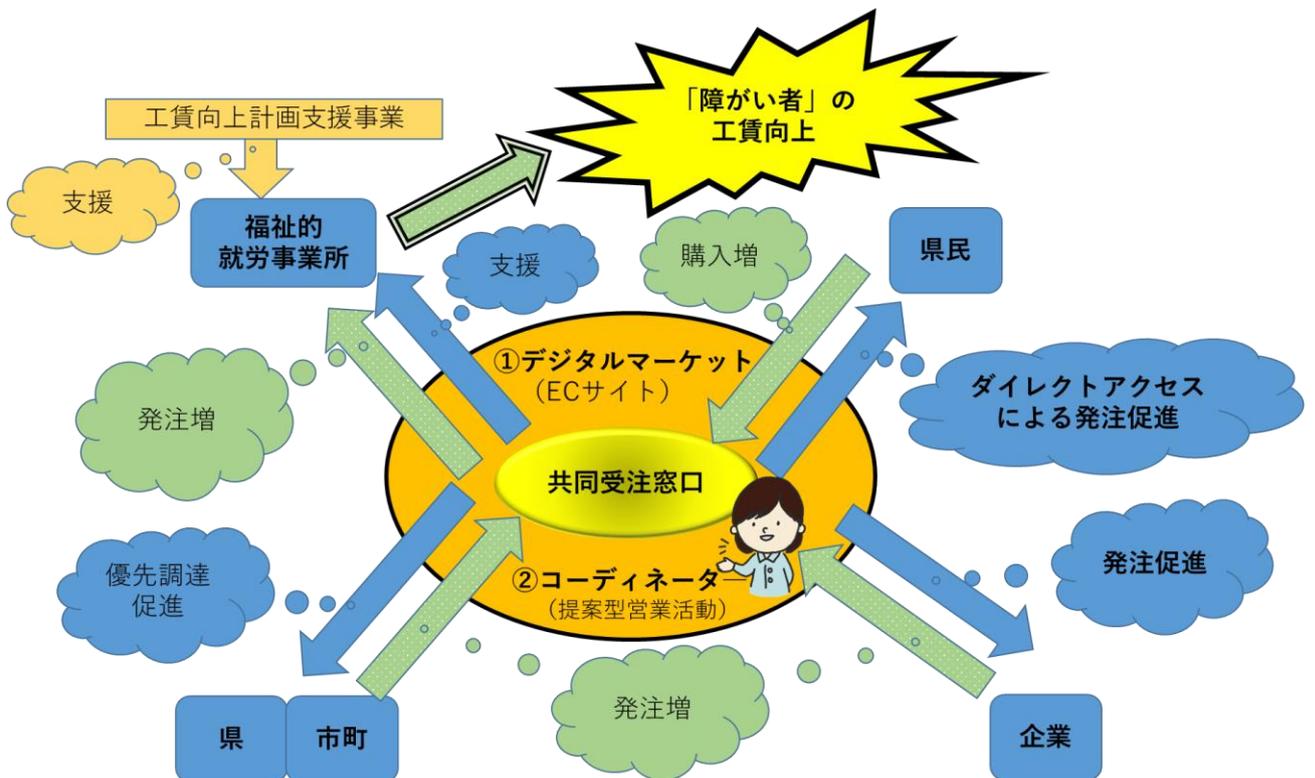
3,807千円（うち県費 3,807千円）

- ・受注の拡大による障がい者の工賃等の向上に向けた共同受注窓口事業の新たな取組として、
①福祉的就労事業所の役務提供や物品販売の促進を図り、受発注の拡充を目指す「支え愛デジタルマーケット」を形成します。

企業、行政及び県民が福祉的就労事業所の物品・役務情報等に対して対面や接触することなくダイレクトなアクセスが可能となるデジタルマーケットを新たに形成します。

- ・②デジタルマーケットへの受発注を促進する営業活動を担う「コーディネーター」を配置します。

デジタルマーケットへのアクセスの向上だけでは福祉的就労事業所の受注の回復にはつながらないことから、発注の新規開拓（企業、行政）等を担うコーディネーターを共同受注窓口新たに1名配置し、顧客との双方向コミュニケーションにより、福祉的就労事業所が「作れる物品」や「できる役務」だけでなく、顧客ニーズに合った魅力的な「売れる物品」や「求められる役務」の開発につながるような高度なマッチングに取り組む提案型営業活動を行い、デジタルマーケットのさらなる拡充を図ります。



3 工賃向上計画支援事業

- ・福祉的就労事業所に対して、工賃向上につながる研修会の開催やコンサルタントの派遣を行い、作業内容や工程の見直し、販路の開拓等を支援することにより、工賃の改善を図ります。なお、研修会の開催やコンサルタントの派遣はウェブ会議方式も活用して実施します。

4 県の機関における知的障がい者職場実習事業

- ・県の機関において知的障がい者の職場実習を行うことにより、知的障がい者が行政機関で就労する場合の受入れ体制や業務の切り出し等について検討するとともに、県職員の知的障がい者に対する理解の促進を図ります。

[財源負担割合] 県10/10（重点取組を除き福祉基金充当） 一部国1/2 県1/2（工賃向上計画支援事業）

[事業負担割合] 県10/10 一部国1/2 県1/2（工賃向上計画支援事業）

[実施主体] 県

[事業開始年度] 平成15年度（共同受注窓口事業は平成23年度）

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 障がい福祉課

事業概要

細事業名	障がい者の持つ県民力を発揮する事業費					区分	一部新規	
施策	132	障がい者の自立と共生						
基本事業	13205	障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進						
根拠 (法令等)	障害者基本法第25条 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第5条							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	障がい者芸術文化活動を通じて障がい者の社会参加を促進するとともに、作品等の展示・発表を通して県民の障がいへの理解を促進することで、障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らしやすい共生社会の実現をめざします。							
事業目標	芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進し、地域における障がい者の多様な活躍の場を広げます。							
前年度からの変更点	「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を中心に、企業・民間団体と連携した企業の受付等における作品展示等の多様な発表機会を創出するほか、「アートサポーター」を活用してセンターの相談支援体制の強化を図るとともに、相互に支援し合えるネットワークを構築します。 また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、Web会議システムを活用した非対面・非接触での研修・相談支援等の「新しい生活様式」を踏まえた取組を実施します。							
事業の必要性と期待される効果	芸術文化活動は、障がいの有無に関わらず、誰もが対等に享受・創造する権利を持つものであり、障がい者の芸術文化活動への参加や創造における障壁を取り除くことが必要とされています。 障がい者の芸術文化活動を支援し、障がい者が持つ個性や能力を発揮することで、障がい者の社会参加や県民の障がいへの理解が促進され、障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らしやすい共生社会の実現に寄与することが期待されます。							

取組詳細

取組概要	三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、障がい当事者や支援者に対する相談支援や研修会を開催するほか、県内で芸術文化活動を行う障がい者が作品やパフォーマンス
------	---

を発表する展覧会等を開催するなど、障がい者の芸術文化活動を支援します。

取組内容等

障がい者の持つ県民力を発揮する事業 重点部分 3,533 千円（うち県費 1,767 千円）

芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進するため、障がい者芸術文化活動を支援します。

（１）発表機会の創出

- ・ 地域における障がい者の活躍の場を広げるため、県内で芸術文化活動を行う障がい者が作品やパフォーマンスを発表する展覧会等を開催するほか、企業・民間団体と連携した企業の受付等における作品展示等、多様な発表機会を創出します。
- ・ 展覧会等の開催にあたっては、三重とこわか国体・三重とこわか大会、太平洋・島サミットと連携し、障がい者の芸術文化活動の取組を PR し、これまで障がい者芸術に関わりのなかった県民の関心を喚起します。

（２）障がい当事者・事業所等に対する相談支援・研修会の開催

- ・ 「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、芸術に係る専門的知見と障がい当事者への支援等の経験を有する者を「アートサポーター」として登録し、センターが実施する研修・相談支援等へのアドバイスを得る等、センターの体制を強化し、障がい当事者の創作意欲の更なる向上を図ります。
- ・ 障がい当事者を対象とした研修会の開催や、アートサポーターや一般の絵画教室等の指導者を通じて、事業所に所属せずに芸術活動に取り組む障がい当事者や潜在的に芸術活動に取り組む可能性のある障がい当事者を掘り起こします。
- ・ 特に、新型コロナウイルス感染症に罹患すると重篤化しやすい障がい者やその障がい特性から移動や対面指導が困難な障がい者がいる中、Web 会議システムを活用し、非対面・非接触で指導を受けられる仕組みづくりを行い、これまで芸術文化活動に取り組むことができなかつた障がい者の中で新たに芸術文化活動に取り組む者の増加を図ります。
- ・ さらに、Web 上の公開の場で、作家が自身の作品について語りながら発表し専門の聞き手が講評し、視聴している障がい者が作品の鑑賞・創作方法について学ぶことができる、ICT の相互性を生かした新たな発表・交流機会を創出し、県内の障がい者芸術文化活動の活性化を図ります。

（３）ネットワークづくり、情報収集・発信

- ・ 展覧会や研修会を通じて、障がい当事者や指導者がお互いに顔の見える関係を形成し、相互に支援し合えるネットワークを構築します。
- ・ 他の都道府県のセンターと連携し、相互の交流を進め、県外の障がい者芸術文化活動に係る情報を収集します。
- ・ 収集した情報について、ネットワークを通じ県内関係者に提供します。

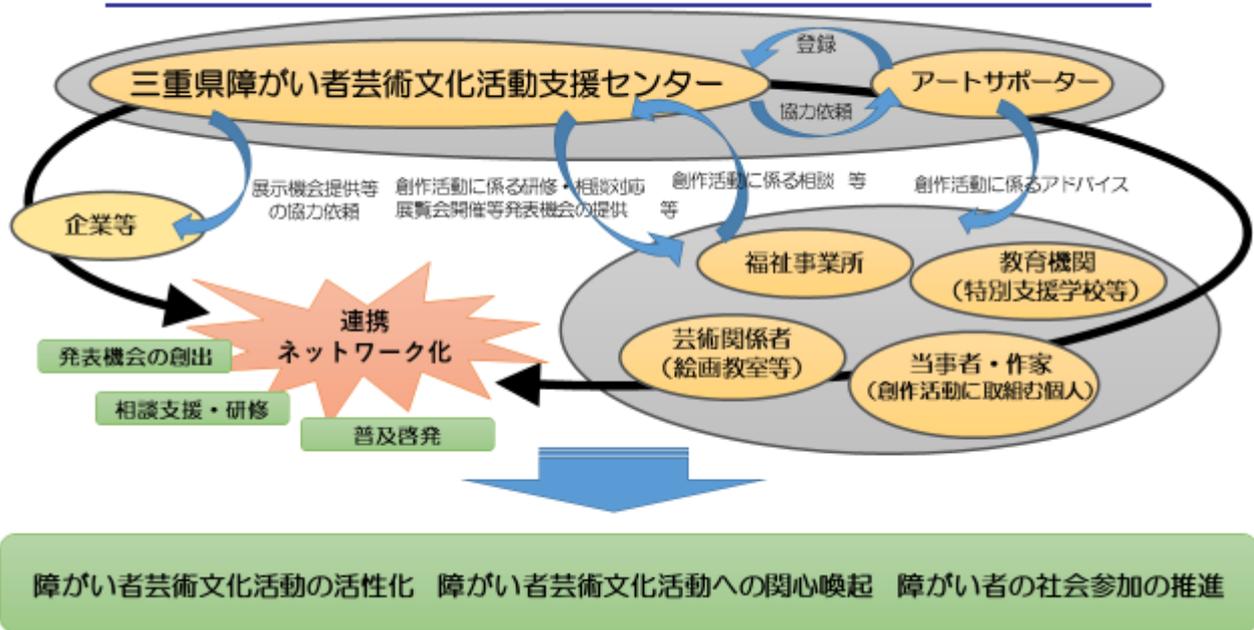
[実績等]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	単位
障がい者 芸術文化祭 参加者数	2,572	1,126	2,053	1,346	1,866	人

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2
 [事業負担割合] 国 1/2 県 1/2
 [事業開始年度] 平成 24 年度



三重県障がい者芸術文化活動支援センターの役割



令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 子育て支援課

事業概要

細事業名		児童虐待法的対応推進事業費					区分	一部新規
施策		133	児童虐待の防止と社会的養育の推進					
基本事業		13301	児童虐待対応力の強化					
根拠 (法令等)		児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		平成28年の児童福祉法改正及び令和元年の児童福祉法改正を踏まえ、子どもが権利の主体であることと、子どもの権利擁護に配慮した取組を推進するため、児童相談所の法的対応・介入型支援を充実させ児童虐待に的確に対応するとともに、子どもの目線による取組を推進します。						
事業目標		<p>弁護士や警察官等の専門人材の活用を図り、法的対応、介入型支援による的確な児童虐待対応に取組むとともに、児童相談所職員の専門性及び相談対応力の向上を図ります。</p> <p>児童虐待相談における対応の的確性を高めるために、アセスメントツールの運用を継続し、精度の向上を図ります。</p> <p>子どもの権利擁護を考え、児童相談所で保護された子どもの心理的負担の軽減に取り組みます。</p>						
前年度からの変更点		外国につながる児童の支援に当たるため、児童相談所に外国人支援員を配置します。						
事業の必要性と期待される効果		<p>平成24年度の2件の児童虐待死亡事例の検証結果を踏まえ、児童虐待の防止に向けた取組を進めてきており、引き続き、市町や医療機関等関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進により、重篤な児童虐待を防止します。</p> <p>被虐待児童等の権利擁護に配慮した取り組みをすすめ、子どもの目線に立った取り組みから、子どもの心理的負担の軽減を図ります。</p> <p>A 活用事業により、一時保護等にかかる意思決定の迅速化などにより、児童の安全確保を図るとともに、業務効率化を進めます。</p>						

取組詳細

取組概要	<p>弁護士等専門人材を配置するとともに、児童相談所職員研修体系に基づく職員研修の実施やアセスメントツールの活用強化等による職員の専門性の向上、民間の社会資源を活用したモニタリングの推進、医療機関における児童虐待早期対応の促進に取り組みます。</p> <p>児童相談所のかかわりの中で、子どもの権利擁護に配慮した取り組みとして、協同面接の確立や多機関連携、アドボケイトの養成などに取組みます。</p> <p>人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムの活用により、意思決定の迅速化、人材育成と知見の継承の支援、出張先での業務効率化の支援に取り組みます。</p>
取組内容等	

（1）法的対応力強化事業

- ・ 弁護士や警察官OBを配置し、児童相談所職員への法的な助言や、一時保護や立入調査・臨検等の的確な実施を行います。
- ・ 児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童について、民間との協働によるモニタリングを行い、きめ細かい支援や関係機関との連携を図ります。
- ・ 児童虐待相談における対応の的確性を高めるために開発した、リスクアセスメントツール（H26年度運用開始）及びニーズアセスメントツール（H27年度運用開始）の運用を継続し、精度の向上を図ります。

（2）児童相談所職員専門性強化事業

- ・ 児童相談所職員研修体系に基づき、役職、経験年数による階層別研修とともに、心理技能習得や司法面接手法等の専門研修等により、職員の専門性の向上を図ります。
- ・ 児童福祉法の改正により、義務付けられた研修を実施します。

（3）児童相談所現場対応力強化事業

- ・ 法医学鑑定の委託や精神科医等の外部の専門家の活用、子ども家庭専門指導員等の配置のほか、外国人住民対応のための通訳確保等により、現場対応力の強化を図ります。

（4）子どもの権利擁護推進事業

平成28年の児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることが示され、子どもの権利擁護に配慮した取組を行うことが必要とされており、児童相談所のかかわる要保護児童については、その権利擁護に配慮された子どもの目線による対応が必要です。

児童相談所経験者などのコーディネーターにより、多機関連携による児童相談ネットワークの構築、協同面接の確立、アドボケイトの養成等の取組を行います。

（5）人工知能（AI）活用事業

「人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システム」の次の機能を活用し、児童虐待への対応に取り組みます。

①最新のAI技術を活用した的確な意思決定の迅速化

AIが三重県の過去の虐待事例を分析し、虐待の重篤度、将来的な再発率、一時保護の必要性、対応終結までに要する日数といった一時保護等の判断材料を予測・提示することで迅速かつ的確な

意思決定を支援します。

また、リスクの的確な判断により、児童相談所職員がリスクのより高いケースに注力でき、虐待の重篤化を防ぐことができます。

②知見の継承と人材育成の支援

過去の相談対応のデータから経験豊富な職員の知見を抽出し、注意すべき事項を示すアドバイス機能をAIに組み込むことで、これまで職員の経験値に頼っていた部分が共通認識となり、経験の浅い職員でも的確に対応することができます。

また、より多くの新たなデータを蓄積することで精度が向上し、よりの確な判断が可能となります。

③業務効率化の支援

データ検索の迅速化、記録入力の簡素化、情報の共有化などによる業務の効率化が図られます。

(6) 関係機関連絡会議費

子ども虐待防止の啓発を行うとともに、要保護児童対策協議会、いじめ調査委員会等の関係会議を開催します。

(7) 【重点】外国人家庭への対応強化事業

2,724千円（うち県費 1,362千円）

外国人支援を行っている団体等に対し、児童相談所に外国人支援員の派遣を委託し、一時保護した外国につながる児童の支援に当たるとともに、家庭復帰後も定期的に家庭訪問に同行し、虐待の再発防止に努めます。

[実績等]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	単位
児童相談センターに配置した弁護士による職員への法的な助言の実施回数	123	131	162	120	163	回

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2 、 県 10/10

[事業負担割合] 国 1/2 県 1/2 、 県 10/10

[事業開始年度] 平成25年度

[実施主体] 県

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 少子化対策課

事業概要

細事業名	男性の育児参画普及啓発事業費					区分	一部新規	
施策	231	県民の皆さんと進める少子化対策						
基本事業	23104	男性の育児参画の推進						
根拠 (法令等)	「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	<p>男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」の取組による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めます。また、男性の育児休業の取得が進むといった、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業等に働きかけるなど、社会全体に男性の育児参画が大切であるという考え方を広めるため、気運の醸成に取り組みます。</p> <p>さらに、パートナーとともに育児を実現するため、男性の育児参画の質の向上を図ります。</p>							
事業目標	<p>男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」の取組の普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めるほか、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業に働きかけます。</p> <p>また、市町やみえのイクボス同盟企業等との連携によるプレパパ講座の開催など、男性の育児参画の質の向上に取り組みます。</p>							
前年度からの変更点	<p>パートナーとともに育児の実現に向けて、男性の育児参画の質の向上に取り組みます。</p>							
事業の必要性と期待される効果	<p>若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考える方の割合が高いものの、子育て期男性の家事・育児時間は依然として短く、また企業等における男性の育児休業取得率は、令和元年度で7.6%となっており。若い世代の高い意識が、男性の育児参画や育児休業の取得につながっていません。</p> <p>一方で、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるというこれまでの調査結果に加えて、コロナ禍において、男性の育児・家事参画が高い家庭ほど、生活満足度の低下幅を低く抑えるなどの調査結果が出ています。</p> <p>また、男性の育児休業の取得促進が図られているものの、「ゴロゴロ育休」や「取るだけ育休」など、中身を伴わない育児休業・育児参画が課題となっています。</p> <p>このため、引き続き、男性自身の育児参画への意識の向上のほか、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方を広め、仕事と育児等が両立しやすい職場</p>							

風土づくりに取り組むとともに、男性の育児参画・育児休業の質の向上の取り組む必要があります。

「みえの育児男子プロジェクト」の取組を通じて、男性の育児参画についての気運が高まり、より多くの男性において、子どもと関わりや子育て中の男性同士の交流が進むとともに、男性の育児参画の質が向上することで、パートナーとともにいき育児が実現され、希望出生数の実現につながることを期待されます。

また、企業においてイクボスの理解が進むことで、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりや子育てしやすい風土づくりが進むことが期待されます。

取組詳細

取組概要	<p>「みえの育児男子プロジェクト」の取組を通じた普及啓発や情報発信により男性の育児参画に向けた気運の醸成を図るとともに、男性の育児参画の質の向上の取組に取り組めます。</p> <p>また、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりを進めるため、企業におけるイクボスの取組が促進されるよう取り組めます。</p>
取組内容等	

(1) ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ事業

男性の家事、育児や子どもとの自然体験の様子など、様々な育児への関わり方やイクボス等を募集・表彰し、その事例等を広く周知することを通じて、男性の育児参画の関心や理解を高めることを目的に、第8回「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を開催します。

(2) 【重点】「パートナーとともに行う育児」推進事業 2,774千円（うち県費 1,387千円）

これまで、「みえの育児男子プロジェクト」などを通じて、「男性の育児参画が大切」との考え方の普及啓発等に取り組む、三重県内の企業における育児休業取得率も上昇傾向にあります。が、「ゴロゴロ育休」や「取るだけ育休」等が課題となるなど、「男性の育児参画の質の向上」を図る必要があります。

しかしながら、これから親になる方に対して、母子保健の枠組みで妊娠出産に関する知識の普及は行われているものの、子育てにおける負担の母親への偏りや、育児に積極的に参加する男性の「産後うつ」などの課題が生じています。

そこで、「男性の育児参画の質の向上」の実現に向けて、これから父親になる方を主な対象に、「パートナーとともに行う育児」の実践に向けたワークショップを、オンライン配信も併用しながらモデル事業として開催します。

なお、参加者募集にあたっては、NPO法人の全国調査において産前講座に参加しなかった理由として「強制や必須でなかった」「仕事が休めなかった」が上位となっており、職場における仕事の調整や受講の後押しが必要であることから、市町が主催するプレパパママ講座等参加者に加えて、「みえのイクボス同盟」加盟企業や商工団体等と連携し、これから親になる世代の従業員の参加を促進します。

また、ファシリテーターと受講生とのコミュニティ形成を支援し、SNS等を通じて育児に関する悩み相談ができるネットワークづくりを行います。

加えて、本モデル事業の知見を活用し、企業、子育て支援団体、市町等の主催により、「オンライ

ンワークショップ」等の講座が継続して開催されるよう、ファシリテートの手順やオンラインワークショップに適したコンテンツ作成等に取り組みます。

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 子ども・福祉部 少子化対策課

事業概要

細事業名		保育対策総合支援事業費					区分	一部新規	
施策		233	子育て支援と幼児教育・保育の充実						
基本事業		23301	幼児教育・保育の充実						
根拠 (法令等)		子ども・福祉部関係補助金等交付要綱 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（厚生労働省） 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士・保育所支援センター事業を実施することにより、保育士確保に向けた取組を進めます。 ・ 医療的ケア児保育支援モデル事業および認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施する市町に対して補助を行うことにより、安心して子育てができる環境の整備を支援し、もって児童福祉の向上を図ります。 ・ 家庭環境に配慮を要する児童及びその保護者が、児童の個々の発達段階に応じたきめ細やかな保育を受けられるとともに、家庭と連携して児童の処遇向上を図ります。 ・ 保育体制強化事業を実施することにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士確保・離職防止を図ります。 ・ 保育所等における職場環境を整備するとともに、保育士・保育所支援センターの機能を強化することにより、保育士の確保・定着を図り、待機児童の解消につなげます。 ・ 保育現場における働きやすい職場環境づくりの支援を行うことで、保育士が園児等と向き合うことに専念できる労働環境が定着し、やりがいを持った質の高い保育の実現につなげます。 ・ 保育所等が工夫し実施している取組に対する顕彰制度を設け、保育現場のモチベーション向上につなげます。 ・ 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修を図ります。 							
事業目標		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の復帰支援や就労相談、新任保育士元気アップ研修による資質向上と離職防止、トップマネジメント研修による働く職場の環境改善等にかかる事業を実施します。 ・ 医療的ケア児の受入れ体制を整えることにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行います。 ・ 認可外保育施設における衛生・安全対策を図ります。 ・ 日常生活における基本的な習慣や態度の「かん養等」について家庭環境に配慮を要する児童 							

	<p>が多数入所している私立保育所に助成を行う市町に対して補助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育体制強化事業を実施する私立保育所等に助成を行う市町に対して補助を行います。 ・ 保育士の就労促進や早期離職防止のための事業を推進することにより、保育人材の確保につなげ、待機児童の解消を図ります。 ・ 保育現場における働きやすい職場環境づくりの支援や保育士のモチベーション向上につながる取組を行うことで、人材確保や保育の質の向上を図ります。 ・ 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とすることで、手続の簡素化及び利用者の利便性を図ります。
<p>前年度からの変更点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在保育士向けのWeb研修を実施するとともに、職場体験の機会を提供し、潜在保育士の就労・職場復帰を支援する事業を実施します。 ・ 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンライン化するために必要なシステム改修を行います。
<p>事業の必要性と期待される効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の復帰支援や就労相談、新任保育士元気アップ研修、トップマネジメント研修を実施することにより、保育士の確保、保育士の早期離職防止、職場環境の改善等を図ることができます。 ・ 医療的ケア児の受入れ体制を整えることにより、子どもを安心して育てることができる体制が整備され、認可外保育施設における衛生・安全対策を図ることにより、児童福祉が向上されます。 ・ 家庭環境に配慮を要する児童及びその保護者が、児童の個々の発達段階に応じたきめ細やかな保育を受けることができます。 ・ 新規採用の保育士等の資質が向上することにより、質の高い保育の確保を図ることができるとともに、早期離職の防止につなげることができます。 ・ 保育体制強化事業を実施することにより、保育支援者が周辺業務に従事することで、保育士の業務負担を軽減し、保育士確保・離職防止を図ることができます。 ・ 保育所等の自己紹介シート等により各園の情報や保育に関するさまざまな情報が得られるHPを作成し、情報提供することで、就労を促進することが期待できます。 <p>また、事業者側も自園の強みをアピールするとともに、他園との比較の中で働きやすい職場としようとする事業者の意識向上につながることを期待でき、同時に、各保育所等において働き方改革が進められることにより、早期離職の防止につながることを期待できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30年度に実施した潜在保育士就労等意識調査において、約半数の方が7年未満で離職していること、離職理由が労働条件の不満が多く占めていることが明らかになったことから、保育所における働きやすい環境づくりやその取組の横展開を進めることで保育士の定着が期待されます。 ・ 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とすることで、手続の簡素化及び利用者の利便性の向上が期待できます。

取組詳細

取組概要	<ul style="list-style-type: none">・潜在保育士の復帰支援のため、専門相談員による就労相談や就労支援を実施します。・新規採用保育を対象として、資質向上と離職防止を目的とする、新任保育士元気アップ研修を実施します。・保育所の経営者・管理者を対象とした人事管理や職場環境改善等ためのマネジメント研修を実施します。・医療的ケア児保育支援モデル事業および認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施する市町に対して補助を行います。・日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所に助成を行う市町に対して補助を行います。・保育体制強化事業を実施する私立保育所等に助成を行う市町に対して補助を行います。・保育士・保育所支援センターの機能を強化するため、求人情報、求職情報などに係る詳細な情報や、各保育所等の特色ある取組（特に働きやすさに対する取組）を発信できる環境を整備します。・保育現場における働きやすい職場環境づくりに向けて、先進事例のノウハウやスキルを横展開する取組を進めていきます。・潜在保育士の就労・職場復帰支援のため、潜在保育士を対象としたWeb研修を実施するとともに、職場体験の機会を提供します。・保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修を行います。
取組内容等	

(1) 保育士・保育所支援センター事業

- 新任保育士元気アップ研修の実施
- 潜在保育士の復帰支援、専門相談員の配置等による就労相談等
- 保育所等の経営者・管理者を対象としたマネジメント研修

(2) 医療的ケア児保育支援モデル事業

保育所等における医療的ケア児を受入れ可能とする体制を整備（看護師等の雇い上げおよび派遣）する市町に対して補助を行います。

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を行う事業を実施する市町に対して補助を行います。

(4) 保育体制強化事業

保育に係る周辺業務に従事する保育支援者を新たに配置した私立保育所等に対して補助を実施する市町に対して補助を行います。

(5) 家庭支援推進保育事業（加配保育士）

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所において、事業担当保育士の加配を実施するための経費を助成する市町に対して補助を行います。

(6) 保育環境改善等事業

障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修を行う保育所等に対して補助を実施する市町に対して補助を行います。

(7) 保育環境改善等事業（コロナ対応分）

子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、認可外保育施設がマスクや消毒液等の感染予防物品を購入したり、消毒等に要する経費に対して補助を行います。

(8) 保育所における感染防止対策支援事業

保育所における感染症防止対策等の取組を支援するため、感染症対策への不安や疑問について気軽に相談できる窓口の設置、感染症対策の専門家による派遣指導等を行う。

(9) みえの保育所等情報発信事業

令和元年度に保育士・保育所支援センターのウェブサイトを作成し、県内の保育や保育士に関する情報を一元化して掲載しています。保育士に係る研修情報や国からの通知等をいつでも誰でも見られる環境に掲載することで、必要な情報が必要な方に速やかに届く体制を整え、保育士の質の向上につなげます。また、保育施設の自己紹介シートや保育士にかかる求人情報を掲載することで、保育士として就労を希望する方の就労促進や、事業者の意識向上による保育士の就労継続につなげます。

(10) 令和時代の働きやすい保育所運営定着事業

「働きやすい保育所の職場環境づくり」の先進事例を県内に横展開していくために、事例のノウハウやスキルを学ぶ講習会を開催するとともに、県内の保育所で工夫をしながら働き方の改善等を進めている取組を募集し、その工夫等に対して表彰を行います。

(11) 【重点】潜在保育士ウェブ研修・職場体験事業 4,400千円（うち県費 2,209千円）

平成30年度に実施した潜在保育士への就労等意識調査によれば、職場復帰するにあたり求める条件としては「就業時間が自分の条件に合う」ことや「労働条件・労働環境がよい」ことなど様々ありますが、「ブランクが長くなると不安になる」と言ったお声もいただいています。

就労相談等を行っている三重県保育士・保育所支援センターに求める支援としては、「就職に関する情報」（約65%）とともに、「復職するにあたっての研修会や現場見学等に関する情報」を希望するという回答が約34%ありました。

このことから、潜在保育士向けのウェブ研修を実施することで、近年の幼児教育・保育に関する動向などを学んでいただくとともに、より現場の様子を知っていただけるよう県内保育所等における職場体験の機会を提供し、復帰へのハードルを下げさせていただくことで就労へつなげていきます。

また、令和2年1月にはウェブサイト「みえのほいく」を開設しましたので、当該サイトやSNSなどを活用して広く募集を行い、座学による研修のみならず実際のマッチングにもつながる職場体験まで行うことで、就労意欲のある潜在保育士の方への支援を行っていきます。

(12) 【新規】保育所等におけるICT化推進等事業

保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修を行います。

- [事業負担割合] (1) 国 1/2 県 1/2 (子ども基金充当)
(2) 国 1/2、県 1/4、市町 1/4
(3) 国 1/3、県 1/3、市町 1/3
(4) 国 1/2、県 1/4 (子ども基金充当)、市町 1/4
(5) 県 1/2、市町 1/2
(6) 国 1/3、県 1/3、市町 1/3
(7) 国 10/10
(8) 国 10/10
(9) 国 1/2、県 1/2
(10) 県 10/10
(11) 国 1/2、県 1/2
(12) 国 1/2、県 1/2
- [実施主体] (1) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) 県
(2) (3) (4) (5) 市町
- [事業開始年度] (1) 平成 25 年度
(2) 平成 29 年度
(3) 平成 25 年度
(4) 平成 31 年度
(5) 昭和 58 年度
(6) 平成 24 年度
(7) 令和元年度
(8) 令和 2 年度
(9) 平成 31 年度
(10) 令和 2 年度
(11) 令和 3 年度
(12) 令和 3 年度

部局名：環境生活部

令和3年度当初予算編成に係る
「知事と部局長との協議の場(個別協議)」資料

特定政策課題枠事業

順番	細事業名	ページ
1	脱炭素社会推進事業費	1
2	人権啓発事業費	4
3	性の多様性が尊重される社会推進事業費	6
4	外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業費	8

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 地球温暖化対策課

事業概要

細事業名	脱炭素社会推進事業費					区分	一部新規	
施策	151	環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり						
基本事業	15102	地球温暖化対策の推進						
根拠 (法令等)	地球温暖化対策の推進に関する法律 三重県地球温暖化対策推進条例 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称） 三重県環境基本計画							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	脱炭素社会の実現には、徹底的な省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入が不可欠であることから、その必要性への理解を深めるための普及啓発を行うとともに、あらゆる主体が力を合わせて温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。							
事業目標	「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を中心に、企業や若者等と連携した取組を通じて、脱炭素社会の実現に向けて県民や事業者が自ら行動する県民運動の展開を図ります。 また、脱炭素に向け率先して取り組む事業者や市町の地域における取組への支援等を通して、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。							
前年度から の変更点	新たに「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」の枠組みを活用し、オール三重で脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。							
事業の必要性と期待される効果	令和元年12月に「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言するとともに、令和2年度策定の「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」（以下「計画」という。）において、あらゆる主体が力を合わせて対策を強化・加速するとともに、イノベーションも追求しながら2050年までに脱炭素社会の実現をめざすこととしています。 計画では、脱炭素社会の実現を見据え、2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を基準年度（2013年度）比で30%削減（予定）する目標を定めており、県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識し、行動を促すことにより、この計画の目標達成に寄与します。							

取組詳細

取組概要	<p><u>「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」の枠組みを活用し、再生可能エネルギーの利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICE 推進など、脱炭素社会をめざす県民運動を推進します。</u></p> <p>また、市町と連携し、地域における温室効果ガス削減の取組を推進するほか、県有施設において充電インフラを供用することで、県民の皆さんのEV、PHVへの転換を促すとともに、次世代自動車の普及を図ります。</p>
取組内容等	

(1) 「ミッションゼロ 2050 みえ」推進事業 14,000 千円 (10,000 千円)

うち戦略企画部執行委任分 2,000 千円 (2,000 千円)

「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を運営し、脱炭素社会の実現に向けた課題の共有や意見交換、事業の検討を行い、オール三重での脱炭素に向けた取組を推進します。

推進チームにおいては、再生可能エネルギーの利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICE 推進等について、県民や事業者等を対象としたセミナー等により普及啓発を行うほか、三重県産再生可能エネルギーの利用によるエネルギー地産地消をめざした県民運動の展開を図ります。

さらに、コロナ禍からの事業活動再開に伴うCO₂排出量の反動増の抑制など、CO₂排出削減をはじめとする脱炭素経営に取り組む事業者を支援するため、エネルギー利用の効率化・低炭素化や製造・業務プロセスの見直し、脱炭素に向けた目標設定等に係るアドバイザーの派遣を行います。

(2) 低炭素なまちづくり推進事業

市町等の低炭素社会づくりの取組を促進するため、「低炭素なまちづくりネットワーク会議」を開催し、EV等の活用やLED照明などの省エネ機器の導入に係る必要な情報提供を行うなど、多様な主体との連携による低炭素な地域づくりに取り組みます。

(3) 低炭素なまちづくり推進事業（民生部門）

ショッピングモールやホテル・旅館など比較的エネルギー消費が多いと考えられる事業者を対象にセミナーを開催し、省エネルギーに関するさまざまな情報を提供するほか、優良事例の情報を共有します。

また、家庭向けには講習会やセミナーなどで、家庭における省エネ手法等の具体例を交えながら、地球温暖化問題への理解が進むよう普及啓発活動を行います。

(4) 電気自動車等活用推進事業

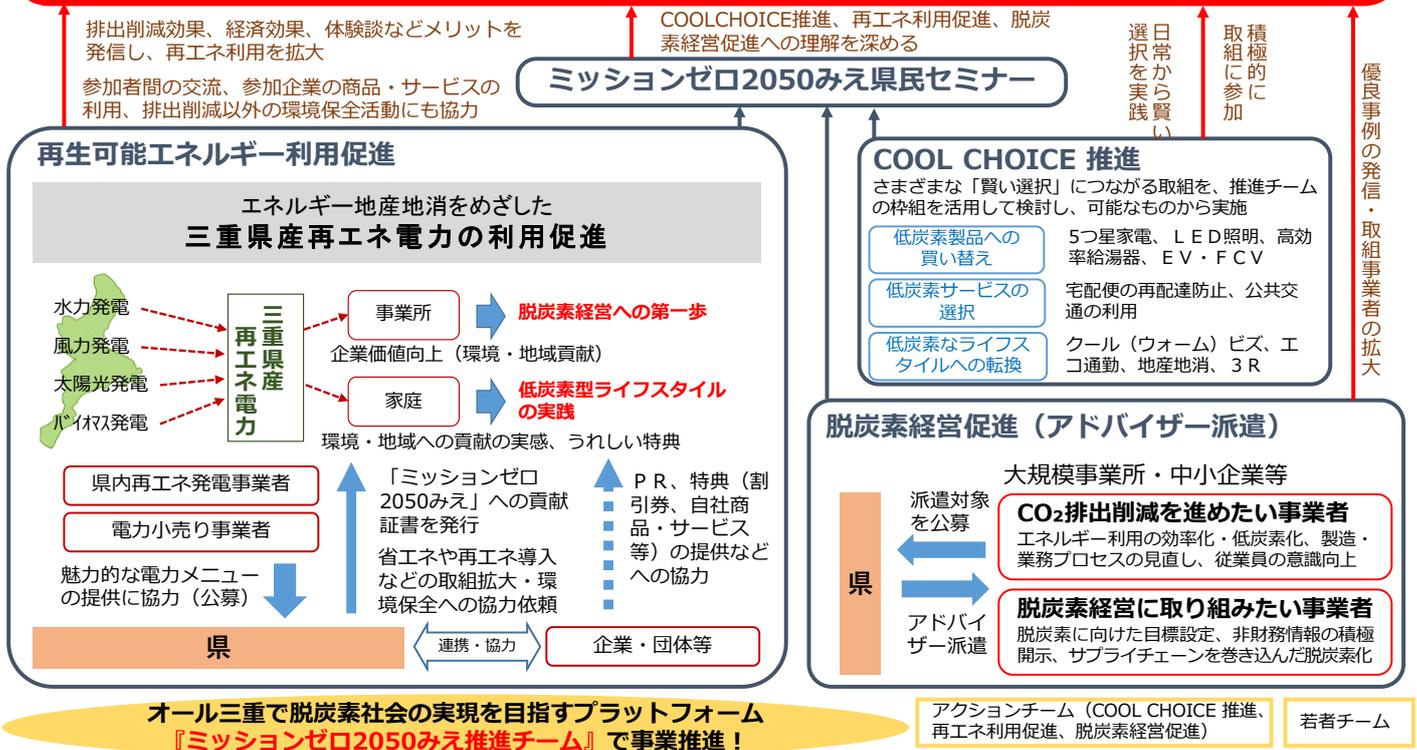
自動車の燃料使用に伴う温室効果ガス排出削減を進めるため、県施設に設置した電気自動車用充電器を運用し、EV、PHV等の利便性の向上を図るとともに、一般開放型の充電サービスとすることで県民の次世代自動車への転換を促進します。

脱炭素社会を実現するためには、**徹底的な省エネ & 再生可能エネルギーの最大限の利用**が重要！



「脱炭素化に貢献したい」という県民や事業者の意識から行動への変化を後押しし、行動する賛同者の輪を広げていく。

脱炭素社会の実現をめざす県民運動



令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 人権センター 啓発課

事業概要

細事業名	人権啓発事業費					区分	一部新	
施策	211	人権が尊重される社会づくり						
基本事業	21101	人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進						
根拠 (法令等)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 人権が尊重される三重をつくる条例 三重県人権センター条例							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	県民一人ひとりが、人権問題について単なる知識を習得するだけでなく、自らの問題として捉え、社会の一員として解決に向けて主体的に行動していただけることをめざして、さまざまな手法や機会を活用した人権啓発を実施し、県民の人権意識の高揚を図ります。 <u>また、新型コロナウイルス感染症に関するネット上の差別的な書込みの未然防止のため、県民の理解と意識の変革を促進します。</u>							
事業目標	令和3年度の人権に関するイベント・講座等の参加者目標 ・スポーツ組織と連携したイベント参加者数 2,000人 ・移動人権啓発事業のアンケート協力者数 1,000人 を目標とします。 市町補助金については、市町が実施する人権啓発事業により、県民の人権意識の高揚を図ることをめざします。 <u>インターネット上の差別について、その特性をふまえた効果的な人権啓発を実施することとし、バナー広告において10万回クリックを目標とします。</u>							
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律により、地方公共団体は「その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務」を有していません（第5条）。人権啓発を充実することにより、人権問題への知識を深めるだけでなく、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として捉え、その解決に向けて主体的に取り組むことが期待されます。 <u>また、ネット上の人権侵害に対して、SNS等利用者へ直接働きかけることにより、差別的な書込みの未然防止につながることを期待できます。</u>							

取組詳細

取組概要	啓発資料の作成、県民参加型の啓発事業の実施、スポーツ組織と連携した啓発イベントの開催、企業と連携した商業施設の展示スペースにおける移動人権啓発など、さまざまな工夫を凝らした人権啓発を実施し、人権意識の高揚を図るとともに、 <u>情報リテラシーの向上につながる効果的な人権啓発を行うことで、ネット上の差別的な書き込みの未然防止を図ります。</u> また、市町における人権啓発事業を支援します。
取組内容等	

(1) 啓発資料等作成事業

啓発パネルと街頭啓発用啓発物品を作成・配布し効果的な啓発を図ります。

(2) 人権啓発活動推進事業

人権センター条例の規定に沿い、市町の人権啓発を支援します。

(3) 地域人権啓発事業

県内各地の特性を生かした人権啓発を各地域防災総合事務所・地域活性化局において実施します。

(4) スポーツ組織と連携協力した啓発

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発、障がい者等の人権啓発及び絵本の読み聞かせを実施します。

(5) 移動人権啓発事業

広く県民に対し、日常の場面での人権啓発を行うため県内の商業施設やイベントにおいて人権啓発を実施します。

(6) 人権啓発車内広告事業

近鉄電車を活用し、差別をなくす強調月間及び期間中のイベントについて周知ポスターを車内に掲示します。

(7) 人権啓発等強化事業

人権センターに、十分な経験や専門的見地を持った嘱託員を配置し、啓発機能等の強化を図ります。

(8) ネット上の人権侵害総合対策事業 3,690千円(3,690千円)

ネット利用者に対して直接働きかけるターゲティング広告などの手法で、情報リテラシーに向上につながる啓発素材を活用した啓発を行って、新型コロナウイルス感染症にかかるSNS等ネット上の差別的な書き込みの未然防止を図ります。

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課

事業概要

細事業名		性の多様性が尊重される社会推進事業費					区分	新規
施策		212	あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進					
基本事業		21203	ダイバーシティ推進の気運醸成					
根拠 (法令等)		「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」 (平成29年12月策定) 性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		多様な性的指向・性自認に対する理解が広がり、当事者の不安や困難の解消を進め、性的指向・性自認にかかわらず誰もが暮らしやすい社会となるよう、新たに制定する「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」を踏まえ、条例の基本的施策に対応した取組を実施します。						
事業目標		県民の性の多様性への理解・認識の向上、県内相談体制等の充実、学校、職場、地域など暮らしにおける困難の解消などのLGBT等の当事者が自分らしく安心して暮らせる環境整備が現状より進むよう取り組みます。						
前年度から の変更点								
事業の必要 性と期待さ れる効果		<ul style="list-style-type: none"> ・LGBT等の当事者を取り巻く状況は、性的指向や性自認が多様であることへの社会の理解不足による差別や偏見があり、また男女のみの性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けるなど、さまざまな問題が生じています。 ・性的指向や性自認が多様であることに対する理解を広げ、多様性を認め合う社会としていくために、条例を根拠、契機に、社会全体で普及啓発に取り組むことが必要です。 ・県内の相談体制を整備することが急務であり、県としての相談窓口を設けるとともに、必要に応じて情報提供や他の機関（法テラス、法務局、労働局、医療機関）を紹介するなど、丁寧な相談や救済・支援につなげます。また、寄せられた相談の声や対応事例などを蓄積し、今後の施策に反映していきます。 ・地域、学校、職場など暮らしにおける困難の解消につなげるため、市町、事業者・団体、関係機関などと連携した取組が必要です。 ・こうした取組を進めることで、多様な性的指向・性自認に対する社会の理解が広がり、当事者の不安や困難の解消につながり、性的指向・性自認にかかわらず誰もが暮らしやすい社会への環境整備が進みます。 						

取組詳細

取組概要	条例制定にあたって、当事者の不安や困難を解消するため、条例の基本的施策に対応した取組として、条例周知のためのイベントや企業向けガイドラインの作成など、性の多様性に関する理解促進に向けた取組等を行います。また、性の多様性に関する相談に幅広く対応するため、県の相談窓口を新たに設置し、相談体制の充実を図ります。
取組内容等	

(1) 性の多様性普及啓発事業 4,600 千円 (2,350 千円)

① 条例の普及・啓発イベント

県民の皆さんの条例への関心を高めるため、条例の普及・啓発イベントを行います。

② 企業向けガイドラインの作成・研修の実施

企業・事業所での従業員研修に活用してもらえるよう、企業向けのガイドラインを作成したり、研修を実施します。

③ 啓発パンフレットの作成

条例周知のための啓発パンフレットを作成します。

(2) LGBT 等相談支援事業 6,500 千円 (3,350 千円)

県の相談窓口を新たに設置し、法律や医療の分野等、専門的な相談内容にも対応できる連携の整備や、電話相談窓口の拡充、LINE 等 SNS を活用した相談窓口の設置、相談員のスキルアップ研修など、相談対応の充実を図る取組を実施します。

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課

事業概要

細事業名		外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業費					区分	一部新規	
施策		213	多文化共生社会づくり						
基本事業		21301	多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援						
根拠 (法令等)									
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		<p>日本語教育に関する実態調査の結果をふまえ、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図ります。</p> <p>また、日本語能力が十分でない外国人住民へ適切な情報提供を行うため、多言語での情報提供を行うとともに、多文化共生意識の普及・定着を図るため、日本人・外国人相互の文化・習慣を理解する機会を提供します。</p>							
事業目標		<p>総括コーディネーターによる事業監理のもと、日本語教育人材を育成するなど、県内の日本語教育体制の整備をめざします。</p> <p>また、行政・生活情報を容易に入手できるよう多言語による情報提供を進めることで、外国人住民と円滑に意思疎通できる環境をめざします。</p>							
前年度からの変更点		<p>日本語教育推進施策の協議を行う会議体（総合調整会議）を設置するとともに、地域日本語教育コーディネーターを育成するための実践的な研修を行います。</p>							
事業の必要性と期待される効果		<p>日本語教育の推進に関する法律や、三重県日本語教育推進計画(仮称)に基づき、県内の日本語学習環境を整備し、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図ることが必要です。</p> <p>また、外国人住民が地域社会に参画するためには、外国人住民自身が日本の文化や言葉、社会生活上のルールを理解するよう努めていく必要があるとともに、地域社会も共生社会の実現について理解し、協力するよう努めていく必要があります。</p> <p>このため、外国人住民に対して、日本語を学習する機会の提供や、社会生活上のルール、地域の課題や取組に関する情報の多言語での提供、相互理解のための啓発事業の実施により、意思疎通が円滑になり多文化共生意識が醸成され、外国人住民を含む地域住民が一緒に地域社会を築くことができます。</p>							

取組概要	<p>「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図り、地域でそれを支援する体制を整備するため、地域日本語教育にかかる司令塔機能を設置し、人材育成等に取り組みます。</p> <p>また、県多言語ホームページにより行政・生活情報を提供するとともに、多文化共生への県民理解の促進に取り組みます。</p>
取組内容等	

(1) 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業（新規）【一部特定政策課題枠】

6,348千円（3,174千円）

MieCo（みえ外国人相談サポートセンター）に地域日本語教育にかかる事業全体を監理する者として総括コーディネーターを配置し、日本語教育推進施策の協議を行う総合調整会議や人材育成のための研修を運営します。

総括コーディネーターが令和2年度に実態調査等に尽力する中で、市町や地域の日本語教室等における課題を解決し、日本語教育を推進する人材を必要とする市町の意見や、市町や企業等から他団体と連携・協力して取り組む日本語教育への関心が寄せられました。

これを受け、人材育成研修では、学習者の意欲を継続し、教室を安定的に運営できるよう、学習ニーズやオンライン授業に対応する学習プログラムの整備や、教室に関わる支援者の確保などの課題に取り組みます。そこで発生した各種課題の分析や解決に取り組んだ経験と実績を生かして、次年度以降は段階的に市町等からの業務を請け負うことができるような、人材の育成をめざします。

(2) 「多言語行政生活情報提供事業」

外国人住民の地域社会への参画を進めるため、外国人住民が三重県（日本）で生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報や生活情報、地域の課題や取組についての情報を、多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語）で、外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供します。

（文字情報を年48件程度、多言語ホームページに掲載します。）

また、大規模災害等により県内に甚大な被害が発生し、多くの外国人住民等が被災することが予想される場合には、支援に関する情報を適宜提供します。

(3) 「多言語行政生活情報提供事業（2）」（新型コロナウイルス感染症対応）

外国人住民に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報について、特集ページを設け情報を提供します。（年20件程度）

(4) 多文化共生啓発事業

行政や民間団体等が行う多文化共生に関する啓発事業において、ブース出展等により啓発を行うとともに、多文化共生や国際貢献を推進するキーパーソンとなる学校職員等の人材育成を目的とした国際理解教育研修を、県教育委員会やJICAと連携して実施します。

(5) 映画で知ろう！ 「みえで活躍する外国人住民」事業

日本人と外国人住民が、共にワークショップやフィールドワークに参加して企画案を作成し、県内で活躍する外国人住民を紹介するドキュメンタリー映画を制作します。映画は多文化共生に関するシンポジウムで発表するとともに、市町や教育機関で上映します。

部局名：廃棄物対策局

令和3年度当初予算編成に係る
「知事と部局長との協議の場(個別協議)」資料

特定政策課題枠事業

順番	細事業名	ページ
1	「ごみゼロ社会」実現推進事業	1
2	プラスチック対策等推進事業費	5

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

事業概要

細事業名		「ごみゼロ社会」実現推進事業					区分	一部新規	
施策		152	廃棄物総合対策の推進						
基本事業		15201	ごみゼロ社会の実現						
根拠 (法令等)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 三重県生活環境の保全に関する条例							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		<p>ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。また、市町等が設置する一般廃棄物処理施設の円滑な整備及び適正な維持管理を図るための助言・支援や循環型社会の形成に向けた地域計画の策定の支援等、廃棄物の適正処理を推進します。</p> <p><u>さらに、市町と連携して一般廃棄物処理事業への先端的な情報通信技術の導入を進めることにより、子供から高齢者、外国人を含め広く県民が、いつ、どこからでも、廃棄物分野に関するあらゆる必要な情報に接触できる環境をつくとともに、県からもプッシュ型で情報発信を行うことで、県民の3R意識を高め、行動につなげます、</u></p> <p>三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、県有地及び県管理地等に放置された自動車を迅速に撤去することにより、県内の環境美化の促進を図り、県民の快適な生活環境を確保します。</p> <p>RDF焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理が滞ることなく新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、各製造団体がポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対し支援します。</p>							
事業目標		<p>1人1日あたりのごみ排出量 932g/人・日（一般廃棄物の排出量）</p> <p>持続可能な循環型社会の構築に向け、市町が抱える課題へ対応していくとともに、県は広域的な立場から調整などを図り、市町、事業者、NPO等団体や住民による取組を促進します。</p> <p><u>市町と連携して、自治体が推進する食品ロス対策・マイバッグ運動等の施策情報やスーパー等における資源物の店頭・拠点回収に関する情報、イベント開催情報、災害時を含めたごみの分別収集に関する情報など、廃棄物分野に関するあらゆる必要な情報をいつ、どこにいても子供から高齢者・外国人など県民が入手できるICTを活用した広報・啓発ツールの開発を目指します。</u>また、家庭系ごみの削減に向け、市町と連携して環境に関するイベント等の機会を活用し、ごみ減量についての普及啓発や家庭等を対象とした環境教育を実施します。</p>							

	<p>県有地及び県管理地に残存する放置自動車は、平成 31 年 4 月 1 日現在 11 台、令和 2 年 4 月 1 日現在 20 台でしたが、これを極力ゼロに近づけるように事業を進めていきます。</p>
<p>前年度からの変更点</p>	
<p>事業の必要性と期待される効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食品ロス対策やプラスチック対策をはじめとする廃棄物に関する新たな社会的課題の解決には、廃棄物の発生抑制や資源循環の徹底に向けて県民の行動を促す必要があります。</u>また、2022 年度以降にプラスチックごみの資源区分の新設によるプラごみ一括回収の動きがあることや近年、多発する災害発生時等の緊急時などにおいて適時適切な情報発信や処理体制の確保が求められます。このため、より一層市町が県民に直接、必要な情報を発信できる仕組みづくりやごみ処理体制の確保に向けた支援の必要性が増しています。市町とともにごみに関するアプリ等を開発し、県民に提供することで、災害時を含めたごみの分別収集に関する情報や、自治体が推進する食品ロス対策やマイバッグ運動等の施策情報など、あらゆる必要な情報を積極的に発信することにより、県民の 3 R 意識を高め、行動につなげてもらうことが期待されます。 ・ 適切な技術的支援や情報提供を行い、循環型社会の形成に向けた地域計画の策定等を進めることにより、一般廃棄物の適正な処理が進むと考えられます。 ・ 市町と連携して、ごみ減量の普及啓発や家庭等を対象とした環境教育を推進することで、家庭や地域への普及効果が得られ、ごみ減量化へつながると考えられます。 ・ 自動車リサイクル法施行後、放置自動車は減少しましたが、県有地及び県管理地に放置される状況は依然発生しており、県有地等の環境美化を保ち、本来の公共の用途として使用できるように、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、放置自動車を撤去していく必要があります。 ・ RDF 焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理が滞ることなく新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう支援する必要があります。

取組詳細

<p>取組概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町と連携してごみに関するアプリ等のプラットフォームをモデル的に開発し、ごみ処理や市町行政に関する情報を発信・入手できる広報・啓発ツールとして活用します。</u> ・ 適切な技術的支援や情報提供を行い、市町の廃棄物処理計画等の策定と処理の広域化を進めることにより、一般廃棄物の適正な処理を進めます。 ・ 持続可能な循環型社会の構築に向けて、消費者や事業者の意識の向上を図ることで、家庭や事業所でのごみ排出抑制や資源化の取組を促進します。 ・ 持続可能な循環型社会の構築に向けた取組として、イベントなどを活用し、ごみ減量の普及啓発や環境教育を推進します。 ・ ごみ処理有料化などの先進事例調査を行い、市町に対して情報提供し取組を促します。 ・ 食品廃棄物実態調査結果を踏まえて、市町への情報提供及び普及啓発を行います。
-------------	--

・ 放置自動車の調査を行い現状把握に努め、廃物認定した自動車の撤去を進めるとともに、廃物認定に係る判断が難しい場合は、自動車廃物認定委員会に諮問し、意見聴取します。

取組内容等

1 一般廃棄物適正処理推進事業

(1) 計画的な一般廃棄物処理施設の促進

一般廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、市町の3Rを推進する計画づくりについて、技術的な助言等を行うとともに、当該計画に位置づけられた一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう、環境省に対する交付金事務（連絡調整を含む）を的確に行います。また、市町における一般廃棄物の処理状況について実態調査によりの確に把握するとともに、適正なごみ・し尿処理について市町と協議を進めます。

(2) ごみ減量普及啓発

持続可能な循環型社会の構築に向けて、市町と連携して環境に関するイベント等の機会に、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用しながら、ごみ減量についての普及啓発や家庭などを対象に環境教育を推進します。また、家庭ごみの処理有料化などごみ減量に係る取組事例を調査したうえで市町へ情報提供するとともに、食品廃棄物実態調査結果を踏まえ、市町への情報提供及び普及啓発を行います。

(3) ICTを活用したごみ分別促進事業 5,000千円（ 0千円）

県民の3R意識を高め、行動につなげてもらうため、モデル的に市町と連携し、県民がごみ処理や行政に関する情報をいつ、どこにいても入手できるようなごみに関する情報を提供したり、県からもプッシュ型で情報発信できるアプリ等を開発、活用します。

(4) ICTを活用した一般廃棄物処理の効率化支援事業

IoTやAIを活用し、モデル的に市町におけるごみ収集ルート of 効率化・最適化などを図るための調査及び実証事業を実施し、その結果を技術的資料として市町へ提供し水平展開することで、効率的で持続可能な一般廃棄物の処理体制の構築を支援します。

2 放置自動車撤去推進事業

「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、県有地(県管理地)に放置されている自動車を迅速に撤去します。

(1) 放置自動車の調査

河川敷、海岸、道路などの県有地(県管理地を含む)において、放置自動車を発見した場合、管理担当部署は現場調査、警告書の貼付、自動車登録番号の照会等により所有者等の調査を実施し、自主撤去を促します。

(2) 三重県による撤去

調査を行っても、所有者等が判明しない場合で、自動車登録番号標の滅失、警告書の貼付後一月以上の経過、自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損、滅失、または失われている場合は、公示(14日間)を経た上で、廃物認定し、管理担当部署は当該放置自動車を廃棄処分します。

(3) 自動車廃物認定委員会への意見聴取

廃物認定にかかり、判断が難しい場合、専門家(自動車査定士、大学教授や弁護士等)で構成する「自動車廃物認定委員会」に諮問し、意見聴取します。

3 ポストRDF事業

RDF焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理が滞ることなく、新たにごみ処理体制に円滑に移行できるよう、以下のとおり支援します。

- (1) RDFの製造を終了し、可燃ごみを民間処理するために必要となる、市町のごみ中継施設の整備に対し支援します。
- (2) RDFの製造を終了することで不要となるRDF化施設の撤去に対し支援します。

令和3年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

事業概要

細事業名	プラスチック対策等推進事業費					区分	一部新規	
施策	152	廃棄物総合対策の推進						
基本事業	15205	プラスチック等資源のスマートな利用の推進						
根拠 (法令等)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 プラスチック資源循環戦略 三重県廃棄物処理計画							
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	<p>持続可能な循環型社会の構築に向けて、プラスチックについては、天然資源投入量やCO₂排出量削減などの環境負荷を低減させつつ、資源として可能な限り循環利用することや、流出実態を把握したうえで海域への流出防止などに取り組む必要があることから、「プラスチックの資源循環の高度化」と「海洋プラスチックごみ対策」の2つを柱に取組を促進します。</p> <p>取組の推進にあたっては、国のプラスチックに関する検討の方向性をふまえたうえで、NPO、事業者、市町等の多様な主体と連携し、Society5.0に象徴される新たな技術やSDGsの考え方を取り入れつつ、取組を促進します。</p>							
事業目標	<p>プラスチックごみについては、依然として、多くが焼却や埋立処理されており、資源循環の観点から一層の3Rを促進するため、一般廃棄物については、国で検討されている家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収や民間事業者によるボトル to ボトルの工場の県内の立地などの取組を注視しつつ、市町や事業者と連携し、プラスチック資源の利用を促進します。</p> <p>産業廃棄物については、効率的かつ環境負荷の低いリサイクルの構築に向けて、分別・リサイクルなどに資する新技術の研究開発や設備投資への支援に加え、排出事業者への循環利用に関する情報提供なども行います。</p> <p>また、不法投棄対策などプラスチックごみが海域に流出しないための対策を講じつつ、漁業系廃棄物等の実態調査の結果を踏まえ、意図せず流出してしまうプラスチックについては、環境負荷の少ない素材へ転換するなど、関係事業者との連携した取組を進めます。</p>							
前年度からの変更点	令和元年度に実施していた細事業名「地域循環高度化促進事業」のうちプラスチックに関する事業について、細事業名「プラスチック対策等推進事業」に位置づけ、事務事業、予算上の整理を図ります。また、天然資源投入量やCO ₂ 排出量削減などの環境負荷を低減させつつ、資源として可能な限り循環利用する観点を意識しつつ、取組を実施します。							

事業の必要性と期待される効果	<p>【令和3年度の取組の必要性】</p> <p>・ <u>プラスチックごみについては、依然として、その多くが焼却や埋立処理されていることから、環境負荷を低減させつつ持続可能な形で資源としての循環利用を効率的に進めるプラスチック資源循環の高度化に取り組む必要があります。</u></p> <p>・ <u>県内で事業者による使用済みペットボトルを原料としてペットボトルを再生産するボトル to ボトルに資する施設の設置計画が進められていることから、そのことを契機として、県内のプラスチックの資源循環体制の構築を促進するチャンスとなっています。</u></p>
	<p>【効果】</p> <p>・ <u>県内のプラスチックの資源循環体制を構築することで、焼却・埋立されるプラスチックが削減されるとともに、天然資源投入量やCO₂排出量削減などの環境負荷を低減させつつ、資源として可能な限り循環利用される、持続可能な循環型社会の構築が促進されます。</u></p>

取組詳細

取組概要	<p><u>プラスチックの資源循環の高度化については、国で検討されている家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収等や民間事業者によるボトル to ボトルの工場の県内の立地などの取組を注視しつつ、市町や事業者と連携し、プラスチック資源の利用を促進します。</u></p> <p><u>また、効率的かつ環境負荷の低いリサイクルの構築に向けて、分別・リサイクルなどに資する新技術の研究開発や設備投資への支援に加え、排出事業者への循環利用に関する情報提供などを行います。</u></p> <p>海洋プラスチックごみ対策については、不法投棄対策などプラスチックごみが海域に流出しないための対策を講じつつ、漁業系廃棄物等の実態調査の結果を踏まえ、意図せず流出してしまうプラスチックについては、環境負荷の少ない素材へ転換するなど、関係事業者との連携した取組を進めます。</p>
------	---

取組内容等

(1) プラスチック対策等推進事業

① プラスチックごみ実態調査

効果的なプラスチック対策を進めるため、県内のプラスチックごみの流れ等の基礎的な情報を把握することが必要であることから、従来の廃棄物に係る調査では十分に把握できていない有価物の状況や廃棄物のリサイクル方法について製造者等へ調査を行います。

② 河川プラスチックごみ実態詳細調査

プラスチックごみ対策を効果的に行うため、四日市市内の海蔵川で実施した陸域から河川域におけるプラスチックごみ実態調査の結果を踏まえ、発生量が多いペットボトル、食品包装、食品トレーに着目し、発生源情報等を追加した詳細調査を行います。

③ 再生可能資源への素材の転換に向けた調査研究

環境への負荷低減を図るため、再生可能資源（バイオマスプラスチックや紙など）等への素材の転換に向け、事業者や研究機関等と連携し、調査研究等を行います。

④ みえスマートアクション宣言事業所登録制度

みえスマートアクション宣言事業所登録制度の実施により、事業者の自主的な資源循環等の取組を促進します。

⑤プラスチックのスマートな利用に係る県内の取組情報の発信

県内のプラスチック資源循環に係る意識の向上や具体的な行動につなげるため、県内におけるボトルtoボトルなどの水平リサイクルの取組やバイオプラスチック素材の開発などプラスチックのスマートな利用に係る取組について、PR映像を制作し、テレビ等を通じて県内外へ広く発信します。

⑥漁業系廃棄物対策の検討 363千円（産廃税327千円、超過課税36千円）

令和2年度に実施した漁業系廃棄物の排出・処理実態調査結果等を踏まえ、意図せず流出してしまうプラスチック製の漁具等の効果的な処理体制構築や環境負荷の低い素材への転換を検討するため、市町や事業者、関係団体等と連携し、調査研究を行います。

⑦不法投棄防止に向けた事業者との連携

河川プラスチックごみの実態調査結果を踏まえ、コンビニ等と連携し、廃棄物の不法投棄の防止について、店内放送やレジ前での掲示物によるPRなどにより普及啓発を促進します。

（2）高度なりサイクル等のイノベーションを通じたプラスチック対策促進事業費 14,218千円（産廃税10,697千円、超過課税3,521千円）

①県内の自販機横のペットボトルの協働回収モデル事業 10,697千円（産廃税10,697千円）

現状、各飲料メーカーが自販機へ自社商品を補充するときに、合わせてリサイクルボックスのペットボトルを回収していますが、点在する自販機から、より効率的にペットボトルを回収する方法を検討するとともに、回収したペットボトルの高度なりサイクルを促進するため、飲料メーカーと連携した一括回収のモデル事業を実施します。

ア）モデル事業の委託

ライバル関係にある飲料メーカー間の垣根を超えた取組は行われていないことから、県が事業者間の連携を促す必要があり、複数の飲料メーカー間の調整や回収したペットボトルの高度なりサイクルの実施に係る調整を行うため、飲料メーカーの団体である全国清涼飲料連合会へモデル事業を委託します。

イ）モデル事業の結果共有

モデル事業では、協働回収による効率化に伴う、環境負荷の低減（二酸化炭素排出量の削減）や散乱ごみの削減について把握するとともに、参加事業者へ結果を共有し、今後の高度なりサイクルへの転換も促していきます。

ウ）その他

今回のモデル事業については、仮にモデル事業が円滑に進むよう、廃棄物処理法上の再生利用指定制度の活用を検討していますが、当該モデル事業の実施により、現行制度上の課題が明らかになった場合には、国に対して必要な改正を要望します。

②プラスチックの高度なりサイクル検討事業 3,521千円（超過課税3,521千円）

焼却や埋立処理されているプラスチックごみの循環利用を促進するため、国において、プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大が検討されている動向を注視しつつ、高度なりサイクル技術等の調査検討を行い、ケミカルリサイクル等の高度なりサイクルの促進に向けて、事業者等と調査研究棟を行います。

ア) プラスチックの処理技術の調査・研究

家庭から排出されるプラスチックの一括回収やプラスチックごみを大量に排出する事業者のリサイクル義務化の導入（いずれも令和4年度以降）が国で議論されていることを踏まえ、受け皿となる処理技術について検討を進めます。処理技術は、高度なりサイクルによる環境負荷の低減を図ることができるものとしします。

委託業務により、一括回収されるプラスチックの処理技術を調査するとともに、県内のプラスチックの分別・収集状況を踏まえた、より導入可能性の高い技術を検討します。

イ) 県内における新たなプラスチックのリサイクルの仕組みの検討

今後のプラスチックの高度なりサイクルの実施に向けて、市町や関係事業者と県内における新たなプラスチックのリサイクルの仕組みの構築に向けて検討する場（(仮称)プラスチックの高度なりサイクル検討会）を設け、最新技術の事例紹介や委託調査で得られた結果をもとに、高度なりサイクル技術を活用した環境負荷の低いリサイクルを行うための仕組みについて検討し、できることから取り組んでいきます。